

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第59期) 至 平成23年3月31日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	6
5 従業員の状況	8
第2 事業の状況	
1 業績等の概要	9
2 生産、受注及び販売の状況	11
3 対処すべき課題	12
4 事業等のリスク	14
5 経営上の重要な契約等	15
6 研究開発活動	16
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17
第3 設備の状況	
1 設備投資等の概要	19
2 主要な設備の状況	19
3 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	21
(2) 新株予約権等の状況	22
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	38
(4) ライププランの内容	39
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	42
(6) 所有者別状況	42
(7) 大株主の状況	42
(8) 議決権の状況	43
(9) ストックオプション制度の内容	44
2 自己株式の取得等の状況	60
3 配当政策	61
4 株価の推移	61
5 役員の状況	62
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	65
第5 経理の状況	71
1 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	72
(2) その他	121
2 財務諸表等	
(1) 財務諸表	122
(2) 主な資産及び負債の内容	144
(3) その他	148
第6 提出会社の株式事務の概要	149
第7 提出会社の参考情報	
1 提出会社の親会社等の情報	150
2 その他の参考情報	150
第二部 提出会社の保証会社等の情報	151
[監査報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【事業年度】	第59期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829（32）3333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829（32）3333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高	(百万円)	88,797	91,851	74,717	62,989	64,331
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	3,125	419	411	530	2,103
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	4,817	1,183	11,121	5,413	597
包括利益	(百万円)	-	-	-	-	845
純資産額	(百万円)	48,752	43,171	17,403	27,322	26,146
総資産額	(百万円)	143,520	132,016	106,971	101,730	96,309
1株当たり純資産額	(円)	880.53	775.53	369.37	566.05	542.51
1株当たり当期純利益又は 当期純損失()	(円)	102.45	25.22	238.19	115.97	12.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	102.13	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	28.85	27.44	16.12	25.97	26.29
自己資本利益率	(%)	12.56	-	-	24.80	2.31
株価収益率	(倍)	9.76	-	-	2.41	35.10
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,291	1,563	5,987	7,766	7,232
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,379	1,865	3,356	1,020	1,485
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	772	261	2,901	4,394	5,050
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	4,610	4,238	4,362	6,569	6,946
従業員数	(名)	4,599	4,510	3,929	3,662	3,535

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 第56期及び第57期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3 第58期及び第59期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

4 第56期及び第57期の「自己資本利益率」及び「株価収益率」については、当期純損失であるため記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月		平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
売上高	(百万円)	69,657	61,776	64,207	53,582	55,104
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	1,654	228	462	802	751
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	886	752	423	317	217
資本金	(百万円)	7,324	7,324	7,324	7,324	7,324
発行済株式総数	(株)	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846
純資産額	(百万円)	32,928	30,655	29,600	29,596	29,272
総資産額	(百万円)	82,440	76,436	77,908	76,025	73,355
1株当たり純資産額	(円)	699.35	653.97	630.66	629.88	622.56
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円) (円)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	10.50 (6.00)	7.50 (3.75)	7.50 (3.75)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	18.86	16.04	9.06	6.81	4.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	18.80	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	39.89	39.96	37.79	38.67	39.61
自己資本利益率	(%)	2.70	-	-	1.08	0.74
株価収益率	(倍)	53.02	-	-	41.00	96.46
配当性向	(%)	63.63	-	-	110.21	161.12
従業員数	(名)	1,550	1,533	1,670	1,620	1,563

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 第56期及び第57期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3 第58期及び第59期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

4 第56期及び第57期の「自己資本利益率」、「株価収益率」及び「配当性向」については、当期純損失であるため記載していません。

2【沿革】

当社（昭和25年8月8日設立、昭和49年4月1日商号を岩根林業株式会社より株式会社住建産業に変更、さらに平成14年10月商号を株式会社ウッドワンに変更）は、昭和49年4月1日株式額面を50円に変更することを目的として旧株式会社住建産業等5社を吸収合併しましたが、当社は休眠会社であったため、企業の実態は被合併会社である旧株式会社住建産業等5社が合併後もそのまま存続しているのと同様の状況にあります。従って、以下の記載については特に指摘のない限り実質的存続会社である旧株式会社住建産業等5社に関して記載しています。

年月	摘要
昭和10年5月 昭和27年4月	元取締役会長中本勇が広島県廿日市市（当時 佐伯郡吉和村）に個人による木材業を開始 元取締役会長中本勇が发起人となり資本金700千円で有限会社中本林業を設立、代表取締役社長に就任
昭和31年10月 昭和32年5月 昭和42年7月	本社及び工場を広島県廿日市市串戸一丁目3番6号に移転 床板（フローリング・ボード）工場を新設し内地ブナ材によるフローリングの生産開始 合板工場を新設し、わが国初の4m超大型合板プラントによる長尺合板縁甲板（フロング）の製造販売を開始
昭和44年3月 昭和48年9月 昭和49年4月	株式会社中本林業より、株式会社住建産業（旧）に商号を変更 株式会社住建産業（旧）が豊橋工場を新設し、米材による製材品の生産開始 株式額面を500円から50円に変更することを目的とし、休眠会社であった岩根林業株式会社に株式会社住建産業（旧）、株式会社住建合板、中本木材工業株式会社、株式会社住建防腐、東和商事株式会社を吸収合併し、同時に商号を株式会社住建産業と変更し再発足
昭和49年11月 昭和53年12月 昭和54年11月 昭和55年10月	蒲郡工場にてLVLによる造作材の生産を開始 大阪証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式上場 東京証券取引所市場第二部に株式上場 本社にて造作材工場を新設し、LVL（平行積層合板）による階段等の造作材生産開始 豊橋にて集成材工場を新設し、階段等の造作材生産開始
昭和59年8月 昭和60年9月	本社にて洋風造作材工場を新設し、生産開始 本社地区に配送センター用倉庫新設、株式会社北海道住建、株式会社中国住建（現 連結子会社）を設立
昭和62年9月 昭和63年2月 昭和63年8月 平成2年6月	東京、大阪両証券取引所市場第一部に指定替え 現在所在地に本社屋新築、移転 本社にてドア工場を新設し、生産開始 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）とのニュージーランド現地合弁子会社、JUKEN NISSHO LTD.（現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.）を設立（現 連結子会社）
平成3年4月 平成4年5月 平成6年4月 平成7年4月	本社にて収納システム工場を新設し、生産開始 豊橋にてドア工場を新設し、生産開始 豊橋にてプレカット工場を新設し、生産開始 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）との中国現地合弁子会社、住建日商（上海）有限公司（現 住建（上海）有限公司）を設立（現 連結子会社）
平成8年10月 平成11年12月 平成14年10月 平成14年12月	茨城県坂東市（当時 岩井市）に関東事業所を新設し、事業開始 フィリピン子会社JUKEN SANGYO（PHILS.）CORP.を設立（現 連結子会社） 株式会社住建産業より、株式会社ウッドワンに商号を変更 中国子会社木隆木業（上海）有限公司（現 沃達王木業（上海）有限公司）を設立（現 連結子会社）
平成15年10月 平成16年9月 平成18年10月 平成18年12月	住建木材工業株式会社、株式会社北海道住建の2社を当社に吸収合併 中国子会社沃達王国際有限公司を設立（現 連結子会社） I G C 株式会社を設立（現 連結子会社） I G C 株式会社が、平成18年12月27日付公開買付け及び平成19年3月1日付株式交換により、住宅設備機器メーカー株式会社ベルテクノの全株式を取得し、株式会社ベルテクノ他12社を完全子会社化
平成20年2月 平成20年4月	株式会社ベルテクノが新設分割により株式会社ベルキッチン（現 連結子会社）、株式会社ベルキッチンインターナショナル（現 連結子会社）、株式会社ベル染色を設立 I G C 株式会社が保有している株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の全株式をB T ホールディング株式会社へ売却
平成21年2月 平成22年2月	株式会社ウッドジョイ（現 連結子会社）が、株式会社ジューケン特販を吸収合併 JUKEN NEW ZEALAND LTD.がニュージーランド子会社JUKEN NZ NORTHERN PLANTATIONS LTD.を設立（現 連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社）は当社及び子会社20社から構成しており、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。事業内容が均一であるため、事業の種類別セグメント、事業部門等の区分を行っていませんが、その取扱製品の特性及び類似性から判断して、住宅建材、住宅設備機器の2つの製品種類別に分類しています。

なお、住宅建材には合板床板、造作材、その他建材の品目が含まれています。

当社グループの製品種類別の内容は以下のとおりです。

住宅建材

合板床材・造作材・その他建材などの木質総合建材の製造及び販売、植林を含む山林経営。

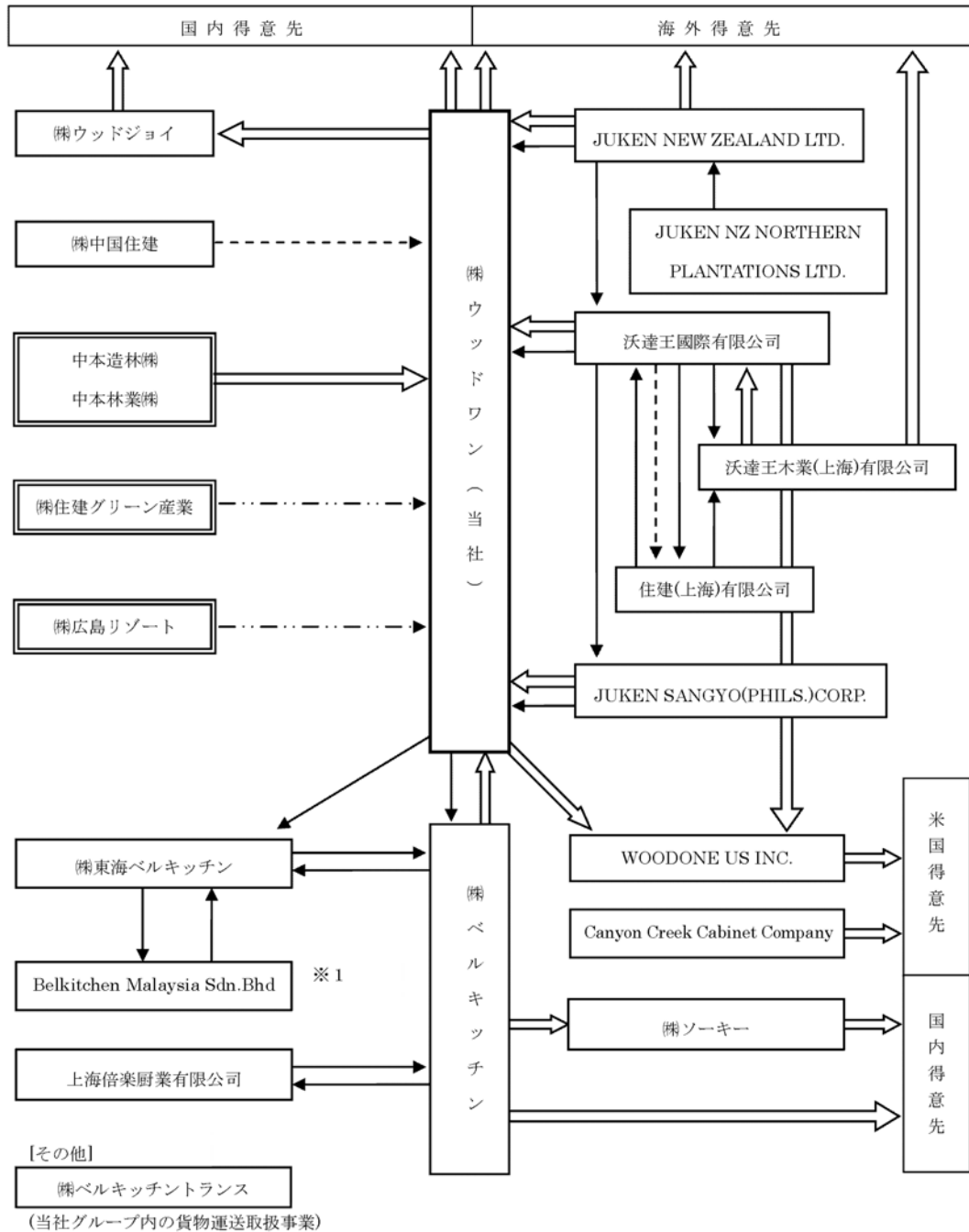
（主な関係会社） 当社及びJUKEN NEW ZEALAND LTD.、沃達王國際有限公司、JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.、沃達王木業（上海）有限公司、住建（上海）有限公司、(株)ウッドジョイ、JUKEN NZ NORTHERN PLANTATIONS LTD.

住宅設備機器

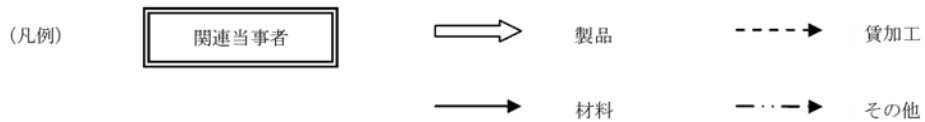
厨房機器・洗面機器・浴槽機器などの製造及び販売。

（主な関係会社） 当社及び(株)ベルキッチン、(株)東海ベルキッチン、Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.、上海倍楽厨業有限公司、Canyon Creek Cabinet Company

事業の系統図は次のとおりです。



※1 Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd は、一部 JUKEN NEW ZEALAND LTD.より基材を仕入している。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出 資金	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) JUKEN NEW ZEALAND LTD. (注) 1, 2	ニュージーランド オークランド市	百万ニュージー ランドドル 251	木製品等の基材及び構 造材の製造・販売、 植林を含む山林経営	85 (85)	当社製品の構造材及び基材の製 造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 5名 (うち当社従業員2名)
住建(上海)有限公司 (注) 1	中華人民共和国 上海市宝山区	百万米ドル 7	木質建材の製造	100 (100)	当社製品の基材の製造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員1名)
沃達王木業(上海)有限公司 (注) 1, 2	中華人民共和国 上海市嘉定区	百万米ドル 9	木質内装建材の製造及 び販売	100 (100)	当社の木質内装建材の製造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員1名)
JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP. (注) 1, 2	フィリピン共和国 スービック	百万円 1,488	木製品の製造	100 (100)	当社製品の構造材の製造委託 当社より資金援助 役員の兼任 5名 (うち当社従業員3名)
沃達王國際有限公司 (注) 2	中華人民共和国 香港特別行政区	百万香港ドル 450	海外子会社の統括、海 外での資材調達	100	当社への資材供給 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
株式会社中国住建	島根県 鹿足郡吉賀町	百万円 50	木質床板の製造	100	当社製品(床板)の製造委託 役員の兼任 4名
株式会社ウッドジョイ	広島県 廿日市市	百万円 10	エクステリアの販売及 び施工並びに不動産業	100	当社エクステリア製品の販売 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
一般社団法人ウッドワンセキュ リティーズホールディングス	広島県 廿日市市	百万円 79	株式会社に発行する新 株予約権の取得及び保 有並びに処分	100	当社の企業価値防衛策で発行し た新株予約権の割当先 役員の兼任 2名
I G C 株式会社	広島県 廿日市市	百万円 100	有価証券の取得及び保 有	100	投資目的会社 役員の兼任 4名
株式会社ベルキッチン (注) 1, 2	愛知県 一宮市	百万円 10	住宅設備機器の製造、 販売及び施工	100 (100)	当社への住宅設備機器供給 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
株式会社ベルキッチンインタ ーナショナル (注) 1, 4	愛知県 一宮市	百万円 10	(注) 4	100 (100)	役員の兼任 4名
株式会社東海ベルキッチン (注) 1	岐阜県 瑞浪市	百万円 100	厨房機器等の製造	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員2名)
株式会社ソーキー (注) 1	愛知県 名古屋市千種区	百万円 150	厨房機器等の販売	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員2名)
株式会社ベルキッチントランス (注) 1	岐阜県 美濃市	百万円 50	貨物取扱事業及び厨房 機器並びに給排水衛生 機器の配送、施工及び 修理	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員2名)
Belteco, Inc. (注) 1, 4, 5	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	(注) 5	100 (100)	役員の兼任 3名
Canyon Creek Cabinet Company (注) 1, 4, 5	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビネット の製造及び販売	100 (100)	役員の兼任 3名
Woodone US Inc. (注) 1, 4, 5	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビネット の販売	100 (100)	当社より資金援助 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)

名称	住所	資本金又は出 資金	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
BelKitchen Malaysia Sdn.Bhd. (注) 1	マレーシア セランゴール州	百万リンギット 3	厨房機器部品の製造	100 (100)	役員の兼任 3名 (うち当社従業員2名)
上海倍楽厨業有限公司 (注) 1	中華人民共和国 上海市松江出口 加工区	百万米ドル 3	厨房機器部品の製造	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員2名)
JUKEN NZ NORTHERN PLANTATIONS LTD. (注) 1, 2	ニュージーランド オークランド市	百万ニュージー ランドドル 126	山林の所有及び管理	85 (85)	役員の兼任 2名 (うち当社従業員2名)

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有です。

2 特定子会社です。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

4 株式会社ベルキッチンインターナショナルは、米国において住宅設備機器の事業を目的とした BELTECNO, INC.、Canyon Creek Cabinet Company、Woodone US Inc.の持株会社です。

5 BELTECNO, INC.は、Canyon Creek Cabinet Company及びWoodone US Inc.の議決権を100%所有している持株会社です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
全社共通	3,535
合計	3,535

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。
- 2 当社及び連結子会社は、単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため従業員数は全社共通としています。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,563	38.5	13.6	4,099

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業業績等に一部改善の兆しが見られ始めたものの雇用環境の低迷や個人消費マインドの停滞などの払拭までには至らず、一方で原油・原材料の高騰により、厳しい状況が続きました。それに加えて平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、企業をとりまく環境の先行きは、さらに不透明な状況となりました。

住宅業界におきましては、住宅版エコポイント制度・各種補助金制度の利用促進、住宅ローン減税・金利の引き下げ等が奏功して持家・分譲戸建が増加し、新設住宅着工総戸数は、前年を上回り、ゆるやかな住宅需要の回復傾向にありました。しかし、東日本大震災の発生によるマインドの後退懸念から、再び住宅業界も不透明な事業環境となりました。

このような業界環境の中で、当社グループは、ジュピーノシリーズを中心に木質感溢れる内装建材により建材からキッチンまで室内のトータルコーディネートを提供し、新しい顧客・新しい市場・新しい商品開拓と需要創造を推進しました。ジュピーノシリーズは、森林認証()を取得したニュージーランドの森林資源を主に活用しており、当社グループは、平成22年10月に施行された木材利用促進法の基準を満たした認証製品を順次出荷しています。

木質建材では、「シンプルセレクション」への新柄・新デザインの投入、無垢シリーズの「ジュピーノづくりシリーズ」と「無垢ルーバークローゼット」の品揃えの拡大、ニュージーランドの認証基材を使用した環境配慮型で耐傷性を高めたフローリング「コンビットプロテクトE c o+(エコプラス)」等の拡販を行いました。また、リフォーム用新製品として、「厚さ6mmの無垢フローリング」の開発・発売や、短納期で内装ドアや引き戸などのサイズ特注に1mmピッチで対応でき、現場に合わせた寸法や新築時の空間設計に合わせた理想の寸法のオーダーが可能となる「カスタムオーダー」を発売しました。

住設機器には、木質建材とトータルコーディネートできる「スイージー」に新デザインの無垢扉を投入し、新築及びリフォーム需要にも積極的に取り組みました。

また、地域工務店を対象に、国の様々な住宅施策の周知徹底と当社グループが提案する高性能住宅化の促進及び商品展開のための「住宅セミナーイベント」の全国各地での開催や、「転ばぬ先のリフォーム提案」によるリフォーム需要の喚起を行いました。加えて、地域工務店の事業資金確保のためのスキームを構築する等のサポート業務を拡大し、国が進めている「長期優良住宅」の普及促進に努めました。

さらに、前連結会計年度よりニュージーランドにおいて排出権を取得しており、当連結会計年度においてこれを売却し、排出権収入として計上しました。

当社グループは、厳しい経済情勢及び業界動向の中このような施策を行い、拡販やコスト削減等に努めました。

この結果、連結売上高は、64,331百万円(前年同期比2.1%増)、営業利益3,161百万円(前年同期比59.5%増)、経常利益2,103百万円(前年同期比296.1%増)、当期純利益597百万円(前年同期比89.0%減)となりました。

なお、東日本大震災に関しては、一部の営業拠点で被害があったものの、当社グループ従業員の人的被害ならびに物流・生産拠点の被害はほとんどなく業績への影響は軽微でした。

()国際的な審査機関F S C(森林管理協議会)のF M認証(森林管理認証)とC o C認証(加工・流通過程の管理認証)の総称

当社グループは、単一セグメントであるためセグメントごとの記載はありませんので、取扱製品の特性及び類似性による「品目別」の販売実績は次のとおりです。

合板床板

売上高は、9,413百万円と前年同期と比べ76百万円(0.8%)増加しました。普及タイプの床材などの販売の低迷があるものの、エコロジーな高機能床材「コンビットプロテクトE c o+(エコプラス)シリーズ」等の拡販に努めた結果、前年同期に比べ増加しました。

造作材

売上高は、30,249百万円と前年同期と比べ671百万円(2.3%)増加しました。無垢を基調としたジュピーノシリーズを中心に階段・ドア・収納などの拡販に努め、前年同期に比べ増加しました。

その他建材

売上高は、16,323百万円と前年同期と比べ738百万円(4.7%)の増加しました。国内におきましては主に無垢材製品や構造材等が増加し、また海外ではニュージーランド子会社での合板素材等の販売が増加し、前年同期に比べ増加しました。

住宅設備機器

売上高は、8,345百万円と前年同期と比べ143百万円（ 1.7%）減少しました。

国内におきましては、木質建材とトータルコーディネートできるシステムキッチン「スージー」の無垢扉に新デザインの投入を行いキッチンの販売は増加しましたが浴槽の販売は減少し、また米国子会社におきましては、米国市場の回復の遅れにより販売は減少しました。その結果、前年同期に比べ減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により7,232百万円増加し、投資活動により1,485百万円減少し、財務活動により5,050百万円減少しました。この結果、現金及び現金同等物は377百万円の増加となり、期末残高は6,946百万円(前年同期比5.7%増)となりました。

営業活動により増加した資金は、7,232百万円（前年同期7,766百万円）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益2,011百万円、減価償却費3,815百万円、たな卸資産の減少1,301百万円、仕入債務の増加658百万円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加378百万円、法人税等の支払151百万円によるものです。

投資活動により減少した資金は、1,485百万円（前年同期1,020百万円）となりました。主な内訳は国内及びニュージーランド子会社における維持更新のための設備投資及び山林の投資等に1,730百万円支出と土地等の有形固定資産売却により163百万円の収入によるものです。

財務活動により減少した資金は、5,050百万円（前年同期4,394百万円）となりました。主な内訳は、有利子負債の減少4,581百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前年同期比(%)
合板床板(百万円)	7,483	8.8
造作材(百万円)	17,020	6.4
その他建材(百万円)	16,009	3.5
住宅設備機器(百万円)	3,810	7.7
合計(百万円)	44,323	4.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 金額は製造原価により表示しています。

3 住宅建材設備事業の単一事業区分であるため、セグメントごとの記載はありません。

(2) 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っていますが、その比率は僅少であるため、記載を省略しています。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前年同期比(%)
合板床板(百万円)	9,413	0.8
造作材(百万円)	30,249	2.3
その他建材(百万円)	16,323	4.7
住宅設備機器(百万円)	8,345	1.7
合計(百万円)	64,331	2.1

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 住宅建材設備事業の単一事業区分であるため、セグメントごとの記載はありません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三井住商建材(株)	8,767	13.9	8,936	13.9
住友林業(株)	8,449	13.4	8,828	13.7

3【対処すべき課題】

日本経済は、企業業績等に一部改善の兆しが見られ始めたものの、消費の低迷が続き、新設住宅着工戸数が80万戸台となり、原油・原材料の高騰や円高に加え東日本大震災の影響もあり、本格的な需要の回復は依然として不透明な状況にあります。

当社グループにおきましては、『無垢で「きがえる」』を営業方針として、森林認証を取得しているニュージーランドの森林資源を活用したジュピーノシリーズを中心に新製品・新サービスの投入での新築市場に加え、リフォーム市場の開拓の推進を目指します。

拡販製品として従来の「息吹シリーズ」と「ジュピーノウづくりシリーズ」を統合した「ピノアースシリーズ」や「シンプルセレクション」・「無垢ルーバーシリーズ」の品揃え拡大、認証基材を使用した環境配慮型のフローリングの拡充、新デザインの無垢扉のシステムキッチン「スイージー」、リフォーム用として「厚さ6mmの無垢フローリング」、短納期で内装ドアや引き戸などのサイズ特注に1mmピッチで対応する「カスタムオーダー」など今後も一層の拡販を目指します。更に無垢シリーズ拡販のため、「ピノアースシリーズ」からデザインを新たに厳選し、求めやすい価格の「ナチュラルセレクション」、無垢の木の内窓「MOKUSASHI」、新仕様のシステムキッチン「スイージー」を発売します。

引き続き地域工務店の「長期優良住宅」の認定取得サポート及び「長期優良住宅普及促進事業」における補助助金を受けるためのサポートに加えて、既存住宅に於いても長寿命化に向けた性能向上リフォームのサポートシステム構築を行い支援の拡充による拡販を目指します。

前連結会計年度において、グループ全体での森林認証を取得しており、当連結会計年度より対象製品を順次出荷しています。さらに、平成22年10月に木材利用促進法が施行されたことにより、認証材を使用した当社グループ製品の注目度が増しています。認証材の木材調達ガイドラインを打ち出している大手ハウスメーカーを中心として、今後、環境面・品質面のより一層のアピールを行い、販売の確実性を高めていきます。

また、当社グループは、米国の連結子会社群を合併した後にCanyon Creek Cabinet Companyの全株式を住友林業株式会社の連結子会社であるSumitomo Forestry Seattle, Inc.へ譲渡することを決定し、現在手続きを行っています。これは、更なる企業価値向上のため、経営資源の集中による資産効率の向上及び財務体質の強化の一環として決定したものであります。

当社グループは、環境共創企業として、これまで以上に、所有する山林資源を有効に活用した製品の拡販を推進し、併せて更なる業務の効率化・コスト削減・資産の効率化等に努めていきます。

株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二

酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、()森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、()貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、()国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、()高齢化社会とともに、パリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、品質を基本として顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、()中華人民共和国及び住宅需要増加を見込める海外への販売、ブランド力ある商品の製造・販売に努め、()認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成23年3月31日現在9名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成20年6月27日開催の株主総会におきまして第二回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」と)と第三回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」と)の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ(http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20080527_baisyubouei.pdf)のIR情報に掲載している平成20年5月27日付「第二回信託型買収防衛策及び第三回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

4【事業等のリスク】

本項におきましては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、後述のようなものがあります。

(1)業績の変動要因について

原材料価格の変動による影響について

住宅建材は、床材を主体とした二次加工合板の製造及び造作材等木質建材製品の加工販売を主要な事業としており、原材料である木材につきましては主にニュージーランドからの輸入によっています。

住宅建材における木材の調達リスク及び価格変動リスクを軽減するため、ニュージーランドの子会社JUKEN NEW ZEALAND LTD.におきまして山林経営を行っていますが、市況変動等の要因（国際的木材価格の変動）によって木材の価格が変動した場合には住宅建材の業績に影響を与える可能性があります。また、住宅設備機器におきましても、使用しているステンレス鋼の国際的市況の著しい価格変動が業績に影響を与える可能性があります。

為替変動による影響について

当社グループにおきましては、上記に記載のJUKEN NEW ZEALAND LTD.からの木材の仕入れに関しては決済条件を円建としており、当社におきましては為替の変動による影響は受けないものの、ニュージーランドドルの変動によって、JUKEN NEW ZEALAND LTD.におきまして為替差損益が発生する可能性があります。このリスクを回避するため長期為替予約を行っています。また、ニュージーランドからの木材を中華人民共和国の子会社で加工し、輸入している製品に関しての決済条件は米ドル建としており、米ドルの変動によって当社におきまして為替差損益が発生する可能性があります。これらは、連結決算上為替換算する過程での為替相場の変動によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、海外子会社の借入金につきましても、現地通貨以外の通貨による借入金において為替換算による損益が発生する可能性があります。

(2)ニュージーランドにおける事業内容及び業績・資産の推移について

当社グループは、ニュージーランドにおいてJUKEN NEW ZEALAND LTD.を通じてニュージープイン等の植林を含む山林経営を行っています。

山林経営は木材市況変化への対応力を高めると同時に原材料調達の安定化や部材調達コストの低減に役立っています。山林経営につきましては、立木の伐採可能量の増加に対応して設備投資が必要となっています。そのため、連結キャッシュ・フローにおきましては、投資活動により使用する資金の多くはニュージーランドにおける投資に充当しています。

ニュージーランドに関する内部取引を含む売上高、営業利益、資産の推移と当社グループ連結ベース（内部取引消去後）は以下のとおりです。

（ニュージーランドの売上高、営業利益、資産の推移）

		平成19年3月期 (百万円)	平成20年3月期 (百万円)	平成21年3月期 (百万円)	平成22年3月期 (百万円)	平成23年3月期 (百万円)
ニュージーランド	売上高 (注)	19,103 (14,462)	16,461 (11,006)	12,399 (8,439)	14,821 (8,983)	16,367 (10,416)
	営業利益	1,402	170	535	191	1,169
	資産	45,938	45,616	38,441	40,199	38,233
連結	売上高	88,797	91,851	74,717	62,989	64,331
	営業利益	3,821	1,257	1,308	1,982	3,161
	資産	143,520	132,016	106,971	101,730	96,309

(注) 売上高下段の括弧内数値は、所在地間の内部売上高又は振替高です。
残高につきましては、単位未満切り捨てにより表示しています。

(3) 有利子負債依存度について

当社グループにおきましては、設備投資資金につきましては主に借入金により賄っており、主としてニュージーランドのほか、米国、中華人民共和国、フィリピン共和国への設備投資を行っています。そのため、借入金に対する依存度が高くなっており、当社グループにおける有利子負債依存度は、平成22年3月期末59.77%、平成23年3月期末57.28%となっています。

当社グループにおきましては、今後は償却額の範囲内での投資に留め借入金の減少を図る方針ですが、今後の金利動向等金融情勢の変化によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(有利子負債残高、有利子負債依存度の推移)

	平成19年3月期 (百万円)	平成20年3月期 (百万円)	平成21年3月期 (百万円)	平成22年3月期 (百万円)	平成23年3月期 (百万円)
総資産	143,520	132,016	106,971	101,730	96,309
純資産額	48,752	43,171	17,403	27,322	26,146
有利子負債残高	71,677	70,598	65,025	60,805	55,167
自己資本比率(%)	28.85	27.44	16.12	25.97	26.29
有利子負債依存度(%)	49.94	53.48	60.79	59.77	57.28

(注) 期末有利子負債残高は、社債及び借入金の合計額です。

残高につきましては、単位未満切り捨てにより表示しています。比率につきましては、四捨五入により表示しています。

5【経営上の重要な契約等】

連結子会社の株式譲渡契約について

当社及び連結子会社の株式会社ベルキッチンは、平成23年3月31日において海外連結子会社の合併及び清算並びに国内連結子会社の合併を前提として合併後の株式会社ベルキッチンが所有する海外連結子会社Canyon Creek Cabinet Company(合併後)の株式を、住友林業株式会社の連結子会社であるSumitomo Forestry Seattle, Inc.に譲渡する契約を株式会社住友林業及びSumitomo Forestry Seattle, Inc.と締結しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 追加情報 2 . 連結子会社の株式譲渡について」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループでは、森林認証を取得したニュージーランドの森林からの植林木を有効に活用して顧客ニーズに沿った商品開発を進めることで、「人」と「住まい」と「木」の調和をめざしています。近年は、認証材の活用、木材加工技術の向上、品質を基本として安全・健康をテーマとする商品開発を中長期的課題として研究開発を進めています。今後も引き続き、住宅構造躯体に始まり内装建材から住宅設備機器に至るまで、より一層環境に配慮し、お客様のニーズにあった製品の研究・開発に努めていきたいと考えています。

当連結会計年度における研究開発費の総額は277百万円です。

(1) 住宅建材

当社では森林認証を取得しているニュージーパイン®を主として木材・木質資源を有効に活用するため、加工技術の研究・用途拡大の研究・高機能化に関する研究と安全・安心・快適な生活空間を提供する製品の開発及び製品品質向上のための測定・分析技術の開発等を行っています。研究開発は基礎・応用研究を担当する研究開発部門、製品開発を担う企画部門、生産部門及び品質管理部門が共同して実施しており、当連結会計年度における主な成果として次の例が挙げられます。

リフォームにも最適な厚さ6mmの無垢フローリング「ピノアース」は、植林・育林から製品まで一貫した生産が可能な当社ならではの、無垢材の特長を活かした床材商品です。また、昨今の住宅内装用の床材には耐傷性、耐キャスト性、耐汚染性、床暖房対応などの高い機能性が求められることもあり、それらの機能性を備えたフローリングとして「コンビットストライプ プロテクトネオV152」の販売を開始しました。さらに、リフォーム需要の高まりや新築時の空間設計の多様化に応えるため、シンプルでモダンな空間を表現する建具のスタンダードモデル「シンプルセクション」では内装ドアや引き戸など1mmピッチでサイズ変更が可能な「カスタムオーダー」を開始いたしました。当社では、今後もリフォームや新築住宅などの市場で求められるニーズに応える商品、サービスを提供していきたいと考えています。

この結果、支出した研究開発費は203百万円です。

(2) 住宅設備機器

平成23年6月に、主力のシステムキッチンであるトータルスタイリングキッチン「スイージー」のモデルチェンジを行いました。「NZシリーズ」「SAシリーズ」共、エンドユーザーを意識した設計価格の改訂を行いました。特に「NZシリーズ」の無垢扉タイプにおいては“手の届く価格の無垢キッチン”を目標に改訂しました。価格競争の厳しい普及価格帯では、「SAシリーズ」の扉などのバリエーションを充実させました。また、当社独自のシンク「ステンレスマルチシンク」をベースに、素材を需要が増えてきている人工大理石で用意し、カラーも4色対応にし、掃除もラクラク、シンクが大きく使える「人大エッグマルチシンク」を発売いたしました。

今後も“手の届く価格の無垢キッチン”をテーマに、インテリア提案、住まい方提案を含め、本物の素材で永く使え愛着のわく商品開発を進めていきます。

この結果、支出した研究開発費は74百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項におきましては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国におきまして一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表作成にあたっては、当連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を与える重要な会計方針の採用及び見積もりを行っています。

当社は、過去の実績や提出日現在時点での状況に基づく合理的な見積もりと判断を行っていますが、実際の結果は見積もりと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

連結売上高は、64,331百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益3,161百万円（前年同期比59.5%増）、経常利益2,103百万円（前年同期比296.1%増）、当期純利益597百万円（前年同期比89.0%減）となりました。

売上高は、国内販売の回復に加えて、海外の販売において、ニュージーランド子会社の販売は堅調に推移しましたが、一方で米国市場の回復の遅れによる米国子会社の売上が減少したことから、売上高は前年に比べ1,342百万円増加の64,331百万円となりました。

品目別の売上として合板床板は、普及タイプの床材などの販売の低迷があるものの、エコロジーな高機能床材「コンビットプロテクトEco+（エコプラス）シリーズ」等の拡販に努めた結果、前年同期に比べ0.8%増加しました。

造作材は、無垢を基調としたジュピーノシリーズを中心に階段・ドア・収納などの拡販に努め、前年同期に比べ2.3%増加しました。

その他建材は、国内におきましては主に無垢材製品や構造材等が増加し、また海外におきましてはニュージーランド子会社での合板素材等の販売が増加し、前年同期に比べ4.7%増加しました。

住宅設備機器は、国内におきましては、木質建材とトータルコーディネートできるシステムキッチン「スイージー」の無垢扉に新デザインの投入を行いキッチンの販売は増加しましたが、浴槽の販売は減少しました。米国子会社におきましては、米国市場の回復の遅れにより、販売は減少しました。その結果、前年同期に比べ1.7%減少しました。

利益におきましては、売上総利益は前年同期より1,047百万円増加し21,359百万円となり、営業利益は前年同期より1,178百万円増加して3,161百万円となりました。主な増加要因はコストダウン・生産効率のアップ・販売費の削減を引き続き実施したことによるものです。経常利益は前年同期より1,572百万円増加して2,103百万円となりました。主な増加要因は営業外収益において、ニュージーランド子会社による排出権収入431百万円などによるものです。当期純利益は前年同期より4,816百万円減少し597百万円となりました。主な減少要因は特別損益において、為替の急激な変動などにより計上した為替差益が、前年同期に比べ大幅に減少したことや、ニュージーランド子会社において現地の税制改正の影響により法人税等調整額が599百万円増加したことなどによるものです。

当社グループは、厳しい経済情勢及び業界動向の中このような施策を行い、拡販やコスト削減等に努めました。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における連結財政状態は、前連結会計年度末に比べ、資産が5,420百万円減少、負債が4,244百万円減少、純資産が1,176百万円減少しました。主な内訳として、資産は、たな卸資産が1,624百万円減少、有形固定資産が3,584百万円減少、美術品が296百万円減少したことによるものです。負債は、社債が3,000百万円減少、借入金2,637百万円減少し、支払手形及び買掛金が570百万円増加、為替予約が399百万円増加、繰延税金負債が726百万円増加したことによるものです。繰延税金負債が増加した主な要因は、ニュージーランドの税制改正により、ニュージーランド子会社の法人税等調整額が599百万円増加したことによるものです。純資産は、繰延ヘッジ損益が286百万円減少、為替換算調整勘定が992百万円減少したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により7,232百万円増加し、投資活動により1,485百万円減少し、財務活動により5,050百万円減少しました。この結果、現金及び現金同等物は377百万円の増加となり、期末残高は6,946百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

営業活動により増加した資金は、7,232百万円（前年同期7,766百万円）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益2,011百万円、減価償却費3,815百万円、たな卸資産の減少1,301百万円、仕入債務の増加658百

万円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加378百万円、法人税等の支払151百万円によるものです。特に前連結会計年度に引き続きグループ全体で取り組んだたな卸資産の圧縮が当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローを増加させました。

投資活動により減少した資金は、1,485百万円（前年同期1,020百万円）となりました。主な内訳は国内及びニュージーランド子会社における維持更新のための設備投資及び山林の投資等に1,730百万円支出と土地等の有形固定資産売却により163百万円の収入によるものです。今後も新規設備投資はできるだけ抑制し、固定資産の圧縮に努めていく方針です。

財務活動により減少した資金は、5,050百万円（前年同期4,394百万円）となりました。主な内訳は、有利子負債の減少4,581百万円によるものです。これにより、有利子負債依存度が、前連結会計年度59.8%が当連結会計年度57.3%に改善されました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、1,739百万円であり、主として、JUKEN NEW ZEALAND LTD.の生産設備及び山林投資等に1,426百万円行っています。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
		土地 (面積㎡)	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
技術開発部 (広島県廿日市市)	その他施設 (製品開発、品質管理)	21 (3,214)	96	5	1	125	27
本社製造部 本社工場 (広島県廿日市市)	階段加工、室内ドア、収 納機器、その他造作材等 の製造設備	2,474 (51,386)	1,114	661	36	6,455	320
本社事務所 (広島県廿日市市)	その他施設 (事務総括)		664	2	1,252		130
本社物流センター (広島県廿日市市)	倉庫		211	2	35		72
東海製造部 蒲郡工場 (愛知県蒲郡市)	合板床板等の製造設備	290 (39,799)	145	252	5	693	59
東海製造部 豊橋工場 (愛知県豊橋市)	集成材、室内ドア、内壁 材、その他造作材等の製 造設備	2,342 (147,397)	531	299	12	3,553	189
東海物流センター (愛知県豊橋市)	倉庫		347	0	20		49
関東事業所 関東物流センター (茨城県坂東市)	倉庫 構造材のプレカット加工 設備	1,872 (43,756)	875	44	20	2,813	78

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「リース資産」であり、「建設仮勘定」を含めていません。なお、金額には消費税等を含めていません。

2 現在重要な休止中の設備はありません。

3 単一事業区分であるためセグメントごとの記載はありません。

(2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			土地 (面積㎡)	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
(株)中国住建	工場 (鳥根県鹿足郡吉賀町)	木質床板の製造設 備	94 (16,080)	6	12	0	113	0
(株)ベルキッチン	本社 (愛知県一宮市)	その他施設 (福利厚生施設等 を含む)	1,074 (18,288)	1	-	0	1,077	12
	工場 (愛知県一宮市)	厨房、洗面機器 の製造設備		0	-	0		21
(株)東海ベルキッ チン	工場 (岐阜県瑞浪市)	厨房、洗面機器 の製造設備	37 (7,039)	8	8	1	56	87

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であり、「建設仮勘定」を含めていません。なお、金額には消費税等を含めていません。

2 単一事業区分であるためセグメントごとの記載はありません。

(3) 在外子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	工場 (ニュージーランド オークランド市他)	木製品等の製造 設備 山林経営	1,553 (132,600,568)	3,474	6,988	19,677	31,694	848
住建(上海) 有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市宝山区)	木質建材の製造 設備	- (82,672) (注)3	210	172	92	475	357
JUKEN SANGYO (PHILS.)CORP.	工場 (フィリピン共和国 スービック)	構造材の製造設備	- (91,578) (注)3	566	338	5	909	251
沃達王木業(上 海)有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市嘉定区)	木質内装建材の 製造設備	- (84,759) (注)3	259	222	10	493	99
Canyon Creek Cabinet Company	工場 (米国 ワシントン州 モンロー市)	キッチンキャビネ ットの製造設備	312 (65,560)	588	271	26	1,198	213
上海倍楽厨業 有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市松江出口加工区)	厨房機器部品等 の製造設備	- (14,687) (注)3	100	5	5	111	24

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「立木」及び「工具、器具及び備品」であり、「建設仮勘定」を含めていません。なお、JUKEN NEW ZEALAND LTD.の「その他」には「立木」19,623百万円が含まれています。金額には消費税等を含めていません。
- 2 現在重要な休止中の設備はありません。
- 3 賃借設備です。
- 4 単一事業区分であるためセグメントごとの記載はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末(平成23年3月末)現在における重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末(平成23年3月末)現在における重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日（平成14年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	57個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	57,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 740円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	123個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	123,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 910円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	135個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	135,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,020円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	458個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	458,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 855円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	500個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 843円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡及び質入れは認めません。
各新株予約権の一部行使はできません。
退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
- 4 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。
前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成20年7月1日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成27年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成19年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	395個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 633円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日から 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

- 4 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成21年12月28日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成28年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成20年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	300個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 294円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年5月15日から 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

- 4 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \begin{cases} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{cases}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成23年5月15日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成29年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成20年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	110,000,000個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	（注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2 権利行使の始期は（注）3（1）で定める行使条件が成就した日から2ヶ月が経過する日とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月が経過する日の何れか早い日です。

3 （1）新株予約権者は、当社の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出されます。）、又は株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。）が20%以上となる者（以下「特定大量保有者」といいます。）が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等（同項に定義されます。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者（以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。）が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとしします。

当社

当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。）

当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。）

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者（但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。）

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとし、

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとし、

(3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとし、

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。)をいいます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)

株主総会の特別決議日（平成21年6月26日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	300個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 313円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月22日から 平成30年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2．新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3．権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

- 4．組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成23年7月22日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成30年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成22年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数	100個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 315円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月28日から 平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 409円 資本組入額 205円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

- 2．新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3．権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

- 4．組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成24年7月28日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成31年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2 権利行使の始期は(注)3(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月が経過する日とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月が経過する日の何れか早い日です。

3 (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出されます。)、又は株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」といいます。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同項に定義されます。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令7条1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとし、

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

その者が当社の株券等(金融商品取引法27条の23第1項に定義される意味を有します。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法27条の2第7項に定義される意味を有するものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、「非適格者」といいます。)は新株予約権を行使できないものとします。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則3条3項に定義される意味を有します。)をいいます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)

4 取得条項に関する事項

(1) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定められた日において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める者の新株予約権を除いた本新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、次のとおり対象株式数の調整を行います。なお、1株未満の端数は切り捨てます。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後対象} & & \text{調整前対象} \\ \text{株式数} & = & \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の比率} \end{array}$$

(2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった本新株予約権のうち、上記3(3)に定める非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定められた日において、当該新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用します。

(3) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定められた日(以下「取得日」といいます。)において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部(当社取締役会が別に定めるところによります。)を取得することができます。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付します。

取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)を平均した額(終値のない日数を除きます。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)

(4) 上記(1)から(3)までに拘わらず、当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定められた日において、本新株予約権の全部を無償で取得します。

ア．取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合

イ．株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合

ウ．上記ア.及びイ.のほか、取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

5 信託の設定の状況

委託者	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	第一受益者は、行使条件の成就日直後の基準日現在の発行会社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主とします。 なお基準日とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項各号の日又は同条第8項に基づき総株主通知が行われる日とします。 第二受益者は、委託者とします。
信託契約締結日	平成20年7月10日
信託契約の期間	平成20年7月10日から平成23年9月30日又は行使条件の成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日までとします。
信託目的	受託者が信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、行使条件が成就した場合に第一受益者に新株予約権を交付することを目的とします。
信託財産	新株予約権110,000,000個及び金銭
信託財産の交付事由	本新株予約権募集事項に定める行使条件が成就し、かつ新株予約権の受益者への交付につき当社取締役会による承認決議が行われたことによります。
信託財産の交付	原則として、第一受益者が保有する当社株式1株当たり新株予約権2個を交付しますが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがあります。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成12年6月6日	366,000	49,209,846	-	7,324	-	7,815

(注) 自己株式の利益による消却によるものです。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	41	27	143	57	2	2,231	2,502	-
所有株式数(単元)	205	16,092	227	8,489	1,908	9	21,968	48,898	311,846
所有株式数の割合(%)	0.42	32.90	0.46	17.36	3.90	0.02	44.94	100	-

(注) 自己株式2,541,119株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ2,541単元及び119株を含めて記載しています。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,631	7.38
中本 祐昌	広島県廿日市市	3,301	6.71
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,721	5.53
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	2,382	4.84
中本 信子	広島県廿日市市	1,681	3.42
中本 雅生	広島県廿日市市	1,648	3.35
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,568	3.19
中勇不動産(株)	広島県廿日市市須賀7番31号	1,446	2.94
中本 昭文	広島県廿日市市	1,138	2.31
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,068	2.17
計	-	20,588	41.84

- (注) 1 上記日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は3,631千株です。なお、それらの内訳は、(株)もみじ銀行退職給付信託分739千株、及びその他信託業務等に係る株式2,892千株です。
- 2 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は2,721千株です。なお、それらの内訳は、(株)広島銀行退職給付信託分1,801千株、D I C(株)退職給付信託分152千株、及びその他信託業務等に係る株式768千株です。
- 3 上記資産管理サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,068千株です。それらの内訳は、(株)みずほコーポレート銀行退職給付信託分663千株、(株)みずほ銀行退職給付信託分176千株、及びその他信託業務等に係る株式228千株です。
- 4 当社は自己株式を2,541千株(5.16%)所有していますが、上記には含めていません。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,541,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,357,000	46,357	同上
単元未満株式	普通株式 311,846	-	-
発行済株式総数	49,209,846	-	-
総株主の議決権	-	46,357	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式119株が含まれています。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市木材 港南1-1	2,541,000	-	2,541,000	5.16
計	-	2,541,000	-	2,541,000	5.16

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。
当該制度の内容は次のとおりです。

新株予約権方式

当該制度は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月27日第50回定時株主総会、平成15年6月27日第51回定時株主総会、平成16年6月29日第52回定時株主総会及び平成17年6月29日第53回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件（無償）をもって新株予約権を発行することを平成14年6月27日、平成15年6月27日、平成16年6月29日及び平成17年6月29日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものです。また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年6月29日第54回定時株主総会、平成19年6月28日第55回定時株主総会、平成20年6月27日第56回定時株主総会、平成21年6月26日第57回定時株主総会、平成22年6月29日第58回定時株主総会及び平成23年6月29日第59回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件（無償）をもって新株予約権を発行することを平成18年6月29日、平成19年6月28日、平成20年6月27日、平成21年6月26日、平成22年6月29日及び平成23年6月29日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものです。

当該制度の内容は、次のとおりです。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり740円（注）
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から平成23年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 退任時の取扱い、その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注） 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	182,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり910円(注)
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から平成24年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 退任時の取扱い、その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	185,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,020円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 退任時の取扱い、その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり855円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 退任時の取扱い、その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり843円(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成20年7月1日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成27年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり633円(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日から平成28年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \begin{cases} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{cases}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成28年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり294円(注)1
新株予約権の行使期間	平成23年5月15日から平成29年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{（以下「割当比率」といいます。）}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{（以下「割当比率」といいます。）}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成29年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めの日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めの日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	平成23年7月22日から平成30年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \begin{cases} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{cases}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成30年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成22年 6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成24年 7月28日から平成31年 6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。 本新株予約権の質入れは認めません。 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \begin{cases} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{cases}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成23年 6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成25年 7月28日から平成32年 6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。 本新株予約権の質入れは認めません。 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \begin{cases} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{cases}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	6,618	1,926
当期間における取得自己株式	715	256

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	2,541,119	-	2,541,834	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、企業の経営基盤の強化をはかりつつ安定配当を維持する中で、業績の動向を勘案し利益還元の一層の充実をはかる方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、厳しい経済情勢の影響を受けたことを勘案し、1株3円75銭とし、中間配当金3円75銭と合わせて、7円50銭としました。

内部留保金の使途については、安定した経営体質の改善強化と今後の新規事業への投資資金等に活用する予定です。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年11月5日 取締役会決議	175	3.75
平成23年6月29日 定時株主総会決議	175	3.75

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	1,184	1,030	685	340	450
最低(円)	751	540	180	188	210

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	322	257	285	295	311	450
最低(円)	211	210	240	268	278	234

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	営業本部本部長	中本 祐昌	昭和35年12月12日生	昭和59年4月 当社に入社 平成3年6月 当社取締役技術センター部長 平成7年2月 当社常務取締役経営統括本部長 兼商品企画部長兼技術開発部長 平成9年6月 当社専務取締役経営統括本部長 兼技術開発部長 平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役 経営統括本部長 平成12年12月 JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.代表取締役社長(現在に 至る) 平成13年6月 (株)中国住建代表取締役社長 同 (株)住建造作材(現 (株)ウッド 同 ジョイ)代表取締役社長 同 当社代表取締役社長 同 住建(上海)有限公司董事長 同 (現在に至る) 平成14年12月 木隆木業(上海)有限公司(現 沃達王木業(上海)有限公司) 董事長(現在に至る) 平成15年8月 JUKEN NISSHO LTD.(現JUKEN NEW ZEALAND LTD.)代表取締役 社長(現在に至る) 平成16年9月 沃達王國際有限公司董事長 同 (現在に至る) 平成21年7月 当社代表取締役社長営業本部 本部長(現在に至る)	(注)3	3,301
専務取締役	営業本部副本 部長	岩井 茂樹	昭和25年8月13日生	昭和49年4月 当社に入社 平成7年2月 当社参与首都圏ブロック長兼 東京支店長 平成9年6月 当社取締役東京支店長 平成10年4月 当社取締役営業推進部長 平成18年4月 当社取締役営業推進部長兼開発 営業部長 平成20年2月 当社取締役営業本部副本部長兼 開発営業部長 平成20年6月 当社取締役西日本営業本部長 平成21年6月 当社常務取締役西日本営業本部 本部長 平成21年7月 当社常務取締役営業本部副本部 長 平成23年6月 当社専務取締役営業本部副本部 長(現在に至る)	(注)3	8
常務取締役	製造本部本部長 本社製造部長 東海製造部長 関連事業室長	竹田 平	昭和30年7月23日生	昭和53年4月 当社に入社 平成5年6月 当社参与関連事業室長 平成13年6月 当社取締役東海製造部長 平成15年8月 当社取締役、JUKEN NISSHO LTD.(現JUKEN NEW ZEALAND LTD.)専務取締役 平成19年6月 当社取締役本社製造部長兼物 流部長兼購買部長 平成20年5月 (株)中国住建代表取締役社長 同 (現在に至る) 平成20年6月 当社常務取締役製造本部本部長 平成20年8月 当社常務取締役製造本部本部長 兼関連事業室長 平成21年4月 当社常務取締役製造本部本部長 兼本社製造部長兼関連事業 室長兼製造技術室長 平成23年2月 当社常務取締役製造本部本部長 兼本社製造部長兼関連事業 室長 平成23年6月 当社常務取締役製造本部本部長 兼本社製造部長兼東海製造 部長兼関連事業室長(現在に 至る)	(注)2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	総務人事部長	澤井 誠	昭和25年2月17日生	昭和48年4月 昭和63年6月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年6月 同 平成21年1月 平成21年6月	旧(株)日本興業銀行へ入行 同行仙台支店審査 審査役 興銀リース(株)執行役員福岡支店 長 昭和情報機器(株)経理部長 当社顧問 当社取締役総務人事部長 当社取締役総務人事部長兼経理 部長 当社取締役総務人事部長(現在 に至る)	(注)2	5
取締役	生産管理室長 技術開発部長 情報システム部 長	高橋 雄二	昭和29年9月18日生	昭和53年4月 平成10年6月 平成13年3月 平成18年10月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年3月	東洋工業(株)(現マツダ(株))に 入社 同社車体技術部第一車体グル ープマネージャー 当社に入社 当社参与経営統括本部生産管 理室副部長兼生産技術室副部 長 当社執行役員経営統括本部生 産管理室部長兼経理部長付部 長兼技術開発部基礎開発課長 兼情報システム部次長 当社取締役経営統括本部生産 管理室部長兼技術開発部長兼 情報システム部長 当社取締役経営統括本部生産 管理室長兼技術開発部長兼情 報システム部長(現在に至 る)	(注)2	3
取締役	経理部長	藤田 守	昭和31年6月18日生	昭和54年4月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成23年4月 平成23年6月	(株)広島銀行に入行 同行甲山支店長 同行福山胡町支店長 同行東部統括本部担当部長 同行舟入支店長 同行神戸支店長 当社顧問 当社取締役経理部長(現在に 至る)	(注)3	-
取締役 相談役	-	栗城 孝司	昭和24年5月18日生	昭和48年4月 平成2年6月 平成9年6月 平成13年6月 平成20年4月 平成20年5月 平成21年7月 平成23年6月	当社に入社 当社取締役東海事業部長兼集 成材工場長 当社常務取締役営業本部本部 長兼物流部長 当社専務取締役営業本部部長 (株)ベルキッチン代表取締役社長 (現在に至る) (株)ウッドジョイ代表取締役社長 (現在に至る) 当社専務取締役 当社取締役相談役(現在に至 る)	(注)3	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	-	宮崎 正樹	昭和10年2月17日生	平成5年2月 平成5年4月 平成10年4月 平成13年6月	当社退職 学校法人鈴峯学園経理課長 学校法人鈴峯学園理事法人事務局長 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)4	2
監査役	-	肥和野 邦夫	昭和4年10月9日生	昭和58年6月 昭和62年6月 平成8年6月 同 平成9年3月 平成9年10月 平成10年6月	中国塗料(株)常務取締役 大竹化学(株)代表取締役社長 大竹化学(株)代表取締役会長 明新産業(株)代表取締役社長 大竹明新化学(株)顧問 肥和野技術士事務所所長(現在に至る) 当社監査役(現在に至る)	(注)4	19
監査役	-	村岡 卓夫	昭和12年2月7日生	昭和63年7月 平成元年7月 平成3年7月 平成6年7月 平成7年7月 平成8年8月 平成10年9月 平成11年6月	三原税務署長 広島国税局直税部法人税課長 広島国税局総務部人事第一課長 広島東税務署長 広島国税局調査査察部長 村岡税理士事務所所長(現在に至る) 当社顧問税理士 当社監査役(現在に至る)	(注)5	1
監査役	-	須山 正敏	昭和19年1月11日生	昭和42年3月 平成3年2月 平成7年2月 平成16年6月	当社に入社 当社情報システム部次長 当社総務人事部次長 当社監査役(現在に至る)	(注)4	3
計							3,350

- (注) 1 監査役 肥和野邦夫、村岡卓夫の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 2 取締役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 取締役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しています。
執行役員は8名で、JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP.兼沃達王國際有限公司担当 竹内敏、営業本部部长(建材担当) 青木一正、海外営業担当部長兼住建(上海)有限公司担当兼沃達王木業(上海)有限公司担当 田宮邦夫、株式会社ベルキッチン担当 大山晶一、JUKEN NEW ZEALAND LTD.兼JUKEN NZ NORTHERN PLANTATIONS LTD.担当 川戸宏之、物流部長兼本社物流センター所長兼海外物流室長 大志茂和敏、住宅システム営業部長 迫勝則、営業推進部長兼JUKEN NEW ZEALAND LTD.日本支社担当 久保好永で構成しています。
- 7 当社は法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しています。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
秦 清	昭和22年3月17日生	昭和49年4月 平成11年4月 平成13年3月 平成16年7月 平成18年5月 平成20年5月	弁護士開業(現在に至る) 広島弁護士会会長兼中国地方弁護士連合会理事長 広島県労働委員会公益委員 広島市安佐北区選挙管理委員会委員長(現在に至る) 株式会社アスティ社外監査役(現在に至る) 広島県呉市公平委員会委員長(現在に至る)	(注)	-

- (注) 補欠監査役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までです。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

企業統治の体制

当社は、監査役制度を採用しています。平成23年6月30日現在4名の監査役（内社外監査役2名）により、取締役及び執行役員職務の職務執行について、厳正な監視を行っています。

また、取締役会は、平成23年6月30日現在7名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

なお、当社取締役は、各自が自由・独立の立場から経営に参画しており、活発な意見交換を行いながら職務遂行状況を客観的に把握することで、互いの業務を監督しています。また、監査役は常時取締役会に出席し、随時客観的立場から、発言を行っています。これらにより、監査・監督機能が十分に機能する体制にあるとして、当該企業統治の体制を採用しています。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規定やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組の強化の一環として、内部監査室等の体制面の充実を図っています。

会計監査は西日本監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお、当社と会計監査人である西日本監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しています。その契約内容の概要は次のとおりです。

西日本監査法人は、本契約の履行に伴い生じた損害について、西日本監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、40百万円又は西日本監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額としています。

リスク管理については、当社のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織については、平成23年6月30日現在4名の監査役（内社外監査役2名）が監督・監査業務を行うとともに、内部監査室（3名、内2名は兼任）が業務の効率性及び法令・規定等遵守状況などを監査し、その監査結果を監査役に報告しています。また、内部監査室のほか、総務人事部、経理部等のスタッフも適時監査業務を補助しています。内部監査室及び当該内部監査スタッフ、監査役、会計監査人は、相互に連絡、調整を行いながら相互連携し監査を行い、定期的に、また必要に応じて随時情報交換及び意見交換を行っています。

なお、常勤監査役宮崎正樹氏は、当社の経理部に昭和53年4月から平成5年2月まで在籍し、通算14年11ヶ月にわたり決算手続ならびに財務諸表の作成等に従事していました。また、社外監査役村岡卓夫氏は、税理士の資格を有しています。

会計監査の状況

当社は、西日本監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しています。

業務を執行した公認会計士の氏名

金本 善行、梶田 滋

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、その他 6名

社外取締役及び社外監査役

当社は社外監査役を2名選任しています。

当該社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係については、記載すべき事項はありません。

当社は、当該社外監査役が、社外役員としての独立性ならびに技術面での豊富な経験と優れた見識や税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立的な観点、専門的な観点から客観的な監査ができ、監査体制の強化を図ることができているものと考えています。

当社は、社外取締役を選任していませんが、役員会（取締役、監査役、執行役員、参与で構成）、経営統括会議（関係取締役、関係執行役員、関係参与、その他幹部社員で構成）を設置しており、取締役各自が自由・独立の立場から経営に参画し、活発な意見交換を行いながらの相互業務監督、監査役による業務監督に加え、これらの会議体による客観的な業務執行の監督がなされています。加えて4名の監査役の内2名が社外監査役であり、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能する体制が整っています。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オ プション	賞与	退職慰労金等	
取締役	223	165	19	-	37	10
監査役 (社外監査役を除く。)	16	15	-	-	1	2
社外役員	11	10	-	-	1	2

(注) 1 株主総会で承認を受けた報酬額は、平成18年6月29日定時株主総会決議により取締役の報酬額を年額300百万円以内とし、監査役の報酬額を年額40百万円以内とされています。また、当該取締役の報酬とは別枠で、当社取締役に対するストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬額を年額500百万円以内とされています。

2 上記のほか、使用人兼務取締役5名の使用人給与及び賞与46百万円を支給しています。

3 上記の退職慰労金等には、役員退職慰労引当金の当事業年度における引当金額、取締役10名37百万円、監査役2名1百万円、社外監査役2名1百万円を記載しています。

ロ．役員報酬等の総額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会で決議された取締役300百万円(年額)、監査役40百万円(年額)を上限として取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定しています。

なお、取締役については上記とは別に、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において決議された500百万円(年額)以内でストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等を取締役会で決定しています。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

37銘柄 1,188百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友林業(株)	489,000	375	企業間取引の強化
大和ハウス工業(株)	220,000	232	企業間取引の強化
すてきなイスグループ(株)	1,031,000	212	企業間取引の強化

(株)F & A アクアホールディングス	173,700	161	株式の安定化
凸版印刷(株)	106,000	89	企業間取引の強化
(株)サンヨーハウジング名古屋	480	38	企業間取引の強化
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	28	企業間取引の強化
J Kホールディングス(株)	59,990	21	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	20	企業間取引の強化
越智産業(株)	23,900	19	企業間取引の強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友林業(株)	489,000	363	企業間取引の強化
大和ハウス工業(株)	220,000	224	企業間取引の強化
すてきなイスグループ(株)	1,031,000	221	企業間取引の強化
(株)F & A アクアホールディングス	173,700	125	株式の安定化
凸版印刷(株)	106,000	69	企業間取引の強化
J Kホールディングス(株)	59,990	28	企業間取引の強化
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	21	企業間取引の強化
O C H Iホールディングス(株)	23,900	19	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	17	企業間取引の強化
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	6,300	11	企業間取引の強化
(株)太平製作所	80,000	9	企業間取引の強化
兼房(株)	15,800	8	企業間取引の強化
みずほ証券(株)	32,000	7	企業間取引の強化
第一生命保険(株)	55	6	企業間取引の強化
ジュテックホールディングス(株)	19,000	5	企業間取引の強化
スタートコーポレーション(株)	15,000	4	企業間取引の強化
(株)エムジーホーム	24	2	企業間取引の強化
(株)広島銀行	5,000	1	企業間取引の強化
菊水化学工業(株)	2,000	0	企業間取引の強化
東洋証券(株)	6,000	0	企業間取引の強化
(株)土屋ホールディングス	5,000	0	企業間取引の強化
(株)J B I Sホールディングス	1,300	0	企業間取引の強化
大建工業(株)	1,000	0	業界動向の情報収集

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)広島銀行	878,000	316	株式信託に係る議決権帰属
(株)サンヨーハウジング名古屋	480	37	株式信託に係る議決権帰属
(株)みずほフィナンシャルグループ	248,000	34	株式信託に係る議決権帰属
(株)東京海上ホールディングス	5,418	12	株式信託に係る議決権帰属

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

取締役の定数及び選任の決議要件

当社の定款において、取締役の定数について、その員数を7名以内としています。また同じく定款において、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の5分の3以上の決議をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定めています。

その他当社定款規定について

イ．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ロ．取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めています。

ハ．中間配当

当社は株主への機動的な利益の還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者及び信託の受託者に対し、会社法第454条第5項による中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

その他

(新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入について)

当社は、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記のとおり、第三回信託型買収防衛策(特別目的会社及び信託を用いて新株予約権を発行する方式)の導入、及び第四回事前警告型買収防衛策(新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式)を企業価値防衛策として導入することにつき承認を得ました。

第三回信託型買収防衛策

イ．新株予約権の発行目的

当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行します。

ロ．株式の種類

普通株式

ハ．割当先

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに全て

ニ．新株発行の予定株数

1億1,000万株(1株につき1個)

ホ．新株予約権発行価額

無償とします。

ヘ．割当日

平成23年7月19日

ト．行使価額

1株につき1円

チ．行使期間

行使期間の始期は、行使条件が成就した日(当社の株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となる者が現れたことを当社取締役会が認識し公表した日から10日間が経過したときが属する日、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときが属する日)から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成26年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い方の日とします。

第四回事前警告型買収防衛策

イ．新株予約権の発行目的

当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行します。

第三回信託型買収防衛策の発動を原則としますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、第四回事前警告型買収防衛策の発動が選択される場合があります。

ロ．株式の種類

普通株式

ハ．割当先及び割当方法

割当期日における株主に対して1株につき、新株予約権2個を割当てます。

ニ．新株発行の予定株数

1億1,000万株(1株につき1個)を上限とします。

ホ．新株予約権発行価額

無償とします。

ヘ．割当日

平成26年9月30日までの間で、当社取締役会が別途定めます。

ト．行使価額

1株につき1円

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	30	-	30	-
連結子会社	4	-	4	-
計	34	-	34	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する監査報酬を決定するにあたり、会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、西日本監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,569	6,946
受取手形及び売掛金	8,153	8,383
商品及び製品	5,306	4,505
仕掛品	2,575	2,556
原材料及び貯蔵品	7,485	6,680
繰延税金資産	711	606
その他	709	733
貸倒引当金	64	73
流動資産合計	31,446	30,339
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	^{1, 2} 10,883	^{1, 2} 10,037
機械装置及び運搬具（純額）	¹ 10,660	¹ 8,995
土地	² 11,430	² 11,284
建設仮勘定	394	707
立木	20,631	² 19,623
その他（純額）	¹ 1,928	¹ 1,696
有形固定資産合計	55,929	52,344
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	1,488	1,322
繰延税金資産	1,011	811
美術品	9,015	8,719
その他	² 2,218	² 2,313
貸倒引当金	56	67
投資その他の資産合計	13,676	13,099
固定資産合計	70,283	65,970
資産合計	101,730	96,309

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,036	5,607
短期借入金	2, 4 24,118	2, 4 31,043
1年内償還予定の社債	3,000	6,000
未払法人税等	104	145
未払消費税等	339	88
賞与引当金	251	305
為替予約	2,882	3,282
その他	2,695	2,602
流動負債合計	38,427	49,074
固定負債		
社債	9,000	3,000
長期借入金	2, 4 24,687	2, 4 15,124
繰延税金負債	246	972
退職給付引当金	570	687
役員退職慰労引当金	348	398
その他	1,127	905
固定負債合計	35,980	21,088
負債合計	74,407	70,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,816	7,816
利益剰余金	14,657	14,904
自己株式	2,128	2,130
株主資本合計	27,670	27,915
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	86	155
繰延ヘッジ損益	1,646	1,932
為替換算調整勘定	483	509
その他の包括利益累計額合計	1,249	2,597
新株予約権	196	217
少数株主持分	704	609
純資産合計	27,322	26,146
負債純資産合計	101,730	96,309

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
売上高	62,989		64,331	
売上原価	10 42,676		10 42,971	
売上総利益	20,312		21,359	
販売費及び一般管理費	1, 2 18,329		1, 2 18,198	
営業利益	1,982		3,161	
営業外収益				
受取利息	26		22	
受取配当金	28		29	
仕入割引	55		39	
受取賃貸料	210		194	
有価証券売却益	0		-	
排出権収入	-		431	
その他	249		236	
営業外収益合計	571		954	
営業外費用				
支払利息	1,087		1,018	
売上割引	458		452	
為替差損	140		210	
シンジケートローン手数料	228		-	
その他	107		331	
営業外費用合計	2,022		2,013	
経常利益	530		2,103	
特別利益				
固定資産売却益	3 6		3 70	
貸倒引当金戻入額	20		4	
退職給付信託設定益	-		32	
為替差益	4 9,926		4 3	
役員退職慰労引当金戻入額	132		-	
その他	11		5 3	
特別利益合計	10,097		113	
特別損失				
固定資産売却損	6 148		6 104	
固定資産除却損	7 14		7 15	
減損損失	8 163		8 29	
投資有価証券売却損	0		-	
投資有価証券評価損	30		-	
為替予約解約損	2,254		-	
その他	9 94		9 54	
特別損失合計	2,707		204	
税金等調整前当期純利益	7,921		2,011	
法人税、住民税及び事業税	104		192	
法人税等調整額	2,453		1,186	
法人税等合計	2,558		1,378	
少数株主損益調整前当期純利益	-		633	
少数株主利益又は少数株主損失()	49		36	
当期純利益	5,413		597	

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	633
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	68
繰延ヘッジ損益	-	313
為替換算調整勘定	-	1,096
その他の包括利益合計	-	² 1,478
包括利益	-	¹ 845
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	750
少数株主に係る包括利益	-	94

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,324	7,324
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,324	7,324
資本剰余金		
前期末残高	7,816	7,816
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,816	7,816
利益剰余金		
前期末残高	9,632	14,657
当期変動額		
剰余金の配当	385	350
当期純利益	5,413	597
中国会計基準による減少高	2	0
当期変動額合計	5,025	246
当期末残高	14,657	14,904
自己株式		
前期末残高	2,126	2,128
当期変動額		
自己株式の取得	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	2,128	2,130
株主資本合計		
前期末残高	22,646	27,670
当期変動額		
剰余金の配当	385	350
当期純利益	5,413	597
自己株式の取得	1	1
中国会計基準による減少高	2	0
当期変動額合計	5,023	245
当期末残高	27,670	27,915
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	207	86
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	120	68
当期変動額合計	120	68
当期末残高	86	155
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	4,274	1,646
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,628	286
当期変動額合計	2,628	286
当期末残高	1,646	1,932

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
為替換算調整勘定		
前期末残高	921	483
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,405	992
当期変動額合計	1,405	992
当期末残高	483	509
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	5,403	1,249
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,154	1,347
当期変動額合計	4,154	1,347
当期末残高	1,249	2,597
新株予約権		
前期末残高	160	196
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36	21
当期変動額合計	36	21
当期末残高	196	217
少数株主持分		
前期末残高	0	704
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	704	94
当期変動額合計	704	94
当期末残高	704	609
純資産合計		
前期末残高	17,403	27,322
当期変動額		
剰余金の配当	385	350
当期純利益	5,413	597
自己株式の取得	1	1
中国会計基準による減少高	2	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,895	1,421
当期変動額合計	9,918	1,176
当期末残高	27,322	26,146

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,921	2,011
減価償却費	4,251	3,815
減損損失	163	29
有形固定資産売却損益(は益)	154	50
有価証券売却損益(は益)	0	-
投資有価証券評価損益(は益)	30	-
退職給付信託設定損益(は益)	-	32
貸倒引当金の増減額(は減少)	55	26
受取利息及び受取配当金	54	52
支払利息	1,089	1,018
為替差損益(は益)	9,838	79
為替予約解約損	2,254	-
売上債権の増減額(は増加)	2,447	378
たな卸資産の増減額(は増加)	4,876	1,301
仕入債務の増減額(は減少)	1,754	658
その他	261	49
小計	11,223	8,479
利息及び配当金の受領額	54	52
利息の支払額	1,199	1,026
為替予約解約損の支払額	2,136	117
役員退職慰労金の支払額	31	3
法人税等の支払額	144	151
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,766	7,232
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,699	-
有価証券の売却による収入	1,699	-
有形固定資産の取得による支出	1,394	1,730
有形固定資産の売却による収入	343	163
投資有価証券の取得による支出	8	11
投資有価証券の売却による収入	0	-
投資有価証券の償還による収入	-	50
定期預金の預入による支出	40	-
定期預金の払戻による収入	40	-
その他	38	43
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,020	1,485

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	5,989	1,315
長期借入れによる収入	22,991	12,861
長期借入金の返済による支出	17,907	15,757
社債の償還による支出	3,000	3,000
自己株式の取得による支出	1	1
配当金の支払額	402	346
その他	84	120
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,394	5,050
現金及び現金同等物に係る換算差額	144	320
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,206	377
現金及び現金同等物の期首残高	4,362	6,569
現金及び現金同等物の期末残高	6,569	6,946

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しています。 連結子会社20社 JUKEN NEW ZEALAND LTD. JUKEN NZ NORTHERN PLANTATIONS LTD. 住建（上海）有限公司 株式会社中国住建 株式会社ウッドジョイ JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 沃達王木業（上海）有限公司 沃達王國際有限公司 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス（旧 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス） I G C 株式会社 株式会社ベルキッチン 株式会社ベルキッチンインターナショナル 株式会社東海ベルキッチン 株式会社ソーキー 株式会社ベルキッチントランス Beltecno, Inc. Canyon Creek Cabinet Company Woodone US Inc. 上海倍楽厨業有限公司 Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd. 上記のうち、平成22年 2月26日において、当社の連結子会社であるJUKEN NEW ZEALAND LTD.が100%出資子会社であるJUKEN NZ NORTHERN PLANTATIONS LTD.を設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、住建（上海）有限公司、沃達王木業（上海）有限公司及び上海倍楽厨業有限公司の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しています。 連結子会社20社 JUKEN NEW ZEALAND LTD. JUKEN NZ NORTHERN PLANTATIONS LTD. 住建（上海）有限公司 株式会社中国住建 株式会社ウッドジョイ JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 沃達王木業（上海）有限公司 沃達王國際有限公司 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス I G C 株式会社 株式会社ベルキッチン 株式会社ベルキッチンインターナショナル 株式会社東海ベルキッチン 株式会社ソーキー 株式会社ベルキッチントランス Beltecno, Inc. Canyon Creek Cabinet Company Woodone US Inc. 上海倍楽厨業有限公司 Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっています。</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっています。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。</p> <p>デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法によっています。</p> <p>たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっています。</p> <p>(住宅建材) 商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料）は、主として移動平均法によっています。 原材料（補助材料）・貯蔵品は、最終仕入原価法によっています。</p> <p>(住宅設備機器) 商品・製品・仕掛品・原材料は、総平均法によっています。 貯蔵品は、最終仕入原価法によっています。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産については、主として定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、主として定額法を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっています。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっています。なお、耐用年数について当社及び国内連結子会社は、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっていますが、海外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっています。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>(住宅建材) 同左</p> <p>(住宅設備機器) 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する要支給見込額の全額を計上しています。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しています。 なお、当連結会計年度においては計上していません。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理しています。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しています。なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しています。</p> <p>環境対策引当金</p>	<p>リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(4) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっています。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としています。 また金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としています。</p> <p>ヘッジ方針 内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針です。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっています。 なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略しています。 特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えています。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 立木勘定の金額には、当連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額299百万円(4百万ニュージーランドドル)を含めています。 消費税等の会計処理 税抜方式によっています。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっています。</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>	<p>(4) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっています。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。 ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 立木勘定の金額には、当連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額318百万円(5百万ニュージーランドドル)を含めています。 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>

【会計方針の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しています。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益に与える影響はなく、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
	<p>(連結損益計算書)</p> <p>1. 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年 3月24日内閣府令第 5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しています。</p> <p>2. 前連結会計年度まで区分掲記していました「シンジケートローン手数料」(当連結会計年度146百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しています。</p>

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
	<p>1. 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6月30日)を適用しています。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しています。</p> <p>2. 連結子会社の株式譲渡について 当社は、平成23年 3月31日開催の取締役会において、以下のとおり当社グループの「1 海外連結子会社の合併及び清算」及び「2 国内連結子会社の合併」を前提として「3 海外連結子会社の株式譲渡」を行うことを決議しました。</p> <p>1 海外連結子会社の合併及び清算</p> <p>(1) 合併及び清算の理由 「3 海外連結子会社の株式譲渡」を目的として、Canyon Creek Cabinet CompanyとBeltecno, Inc.を合併し、本件株式譲渡の対象外であるWoodone US Inc.を清算します。</p> <p>(2) 合併 当事会社の概要 (存続会社) 商号 Canyon Creek Cabinet Company 事業内容 キッチンキャビネット等の製造・販売 本店所在地 米国ワシントン州 (消滅会社) 商号 Beltecno, Inc. 事業内容 Canyon Creek Cabinet CompanyとWoodone US Inc.の持株会社 本店所在地 米国ワシントン州 合併の方法 吸収合併方式とします。 合併の日程 合併決議日 平成23年 6月中旬迄(予定) 合併日 平成23年 6月30日(予定) 実施する会計処理の概要 共通支配下の取引として会計処理を行います。</p> <p>(3) 清算 当事会社の概要 商号 Woodone US Inc. 事業内容 キッチンキャビネットの販売 本店所在地 米国ワシントン州 代表者 中本祐昌 設立年月日 1986年10月 資本金 10万米ドル 清算の日程 清算日 平成23年 6月上旬に清算完了予定</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
	<p>2 国内連結子会社の合併</p> <p>(1) 合併の理由 当社グループの住宅設備機器の事業を効率的に運営・管理するために、国内住宅設備機器の事業会社である株式会社ベルキッチンと住宅設備機器の事業を統括する持株会社であるI G C株式会社及び米国住宅設備機器の事業を統括する持株会社である株式会社ベルキッチンインターナショナルを合併します。</p> <p>(2) 当事会社の概要 (存続会社) 商号 株式会社ベルキッチン 事業内容 住宅設備機器等の製造・販売 本店所在地 愛知県一宮市 (消滅会社) 商号 I G C株式会社 事業内容 住宅設備機器の事業を統括する持株会社 本店所在地 広島県廿日市市 (消滅会社) 商号 株式会社ベルキッチンインターナショナル 事業内容 米国住宅設備機器の事業を統括する持株会社 本店所在地 愛知県一宮市</p> <p>(3) 合併の方法 吸収合併方式とします。</p> <p>(4) 合併の日程 合併契約日 平成23年5月2日 合併日 平成23年7月1日(予定)</p> <p>(5) 実施する会計処理の概要 共通支配下の取引として会計処理を行います。</p> <p>3 海外連結子会社の株式譲渡</p> <p>(1) 株式譲渡の理由 当社グループの更なる企業価値向上のため、経営資源の集中による資産効率の向上及び財務体質の強化の一環として、国内連結子会社である株式会社ベルキッチン(合併後)が所有する海外連結子会社Canyon Creek Cabinet Company(合併後)の全株式を住友林業株式会社の連結子会社であるSumitomo Forestry Seattle, Inc.へ譲渡します。</p> <p>(2) 株式を譲渡する連結子会社(合併後)の概要 商号 Canyon Creek Cabinet Company 事業内容 キッチンキャビネット等の製造・販売 本店所在地 米国ワシントン州</p> <p>(3) 株式譲渡の相手先の概要 商号 Sumitomo Forestry Seattle, Inc. 事業内容 住宅及び不動産事業を担う子会社の管理 本店所在地 米国ワシントン州</p> <p>(4) 譲渡の時期 株式譲渡日 平成23年7月31日(予定)</p> <p>(5) 譲渡の方法 金銭を対価とする株式譲渡契約によります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																														
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、63,236百万円です。</p> <p>2 このうち次のとおり借入金の担保に供しています。</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">5,082百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">8,086</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他(投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,174</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">12,376百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,165</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,541</td> </tr> </table> <p>3 受取手形割引高 756百万円</p> <p>4 財務制限条項</p> <p>借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額6,000百万円、平成22年3月31日現在借入金残高1,875百万円)において財務制限条項が付されており、平成21年9月25日において財務制限条項を変更しています。また、新たに平成21年9月25日において締結したシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額19,000百万円、平成22年3月31日現在借入金残高18,700百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成22年3月31日現在借入はありません)も同様の財務制限条項を付しています。</p> <p>これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">タームローン</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コミットメントライン</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持</p> <p>平成22年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成21年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成22年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	建物及び構築物	5,082百万円	土地	8,086	その他(投資その他の資産)	5	計	13,174	長期借入金	12,376百万円	短期借入金	9,165	計	21,541	タームローン		契約総額	25,000百万円	借入実行総額	25,000百万円	借入未実行残高	-百万円	コミットメントライン		契約総額	2,000百万円	借入実行総額	-百万円	借入未実行残高	2,000百万円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、63,942百万円です。</p> <p>2 このうち次のとおり借入金の担保に供しています。</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">4,718百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">9,150</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">立木</td> <td style="text-align: right;">12,338</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他(投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,212</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">8,861百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">29,031</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,893</td> </tr> </table> <p>3 受取手形割引高 1,215百万円</p> <p>4 財務制限条項</p> <p>借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額6,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高375百万円)において財務制限条項が付されており、平成21年9月25日において財務制限条項を変更しています。また、新たに平成21年9月25日において締結したシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額19,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高18,100百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成23年3月31日現在借入はありません)も同様の財務制限条項を付しています。</p> <p>これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">タームローン</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コミットメントライン</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持</p> <p>平成22年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成21年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成22年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	建物及び構築物	4,718百万円	土地	9,150	立木	12,338	その他(投資その他の資産)	5	計	26,212	長期借入金	8,861百万円	短期借入金	29,031	計	37,893	タームローン		契約総額	25,000百万円	借入実行総額	25,000百万円	借入未実行残高	-百万円	コミットメントライン		契約総額	2,000百万円	借入実行総額	-百万円	借入未実行残高	2,000百万円
建物及び構築物	5,082百万円																																																														
土地	8,086																																																														
その他(投資その他の資産)	5																																																														
計	13,174																																																														
長期借入金	12,376百万円																																																														
短期借入金	9,165																																																														
計	21,541																																																														
タームローン																																																															
契約総額	25,000百万円																																																														
借入実行総額	25,000百万円																																																														
借入未実行残高	-百万円																																																														
コミットメントライン																																																															
契約総額	2,000百万円																																																														
借入実行総額	-百万円																																																														
借入未実行残高	2,000百万円																																																														
建物及び構築物	4,718百万円																																																														
土地	9,150																																																														
立木	12,338																																																														
その他(投資その他の資産)	5																																																														
計	26,212																																																														
長期借入金	8,861百万円																																																														
短期借入金	29,031																																																														
計	37,893																																																														
タームローン																																																															
契約総額	25,000百万円																																																														
借入実行総額	25,000百万円																																																														
借入未実行残高	-百万円																																																														
コミットメントライン																																																															
契約総額	2,000百万円																																																														
借入実行総額	-百万円																																																														
借入未実行残高	2,000百万円																																																														

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)						
	<p>さらに、平成22年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付されています。</p> <p>これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <p>タームローン</p> <table data-bbox="874 472 1390 566"> <tr> <td>契約総額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記 及び の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持</p> <p>平成23年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成22年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成23年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	契約総額	3,000百万円	借入実行総額	3,000百万円	借入未実行残高	- 百万円
契約総額	3,000百万円						
借入実行総額	3,000百万円						
借入未実行残高	- 百万円						

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																																																										
<p>1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運送費</td><td style="text-align: right;">4,266百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">911</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">4,370</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">125</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">29</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">217</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">1,587</td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費は、292百万円です。</p> <p>3 固定資産売却益の内容は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6</td></tr> </table> <p>4 為替差益 JUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨借入金の期末換算等から生じた為替差益や未決済為替予約から生じた為替差益は、著しい相場変動により発生したため特別利益として計上しています。</p> <p>5 その他の特別利益の主な内訳</p> <p>6 固定資産売却損の内容は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">57</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td>美術品</td><td style="text-align: right;">55</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">148</td></tr> </table> <p>7 固定資産除却損の内容は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14</td></tr> </table>	運送費	4,266百万円	広告宣伝費	911	給料手当	4,370	賞与引当金繰入額	125	役員退職慰労引当金繰入額	29	退職給付費用	217	賃借料	1,587	建物及び構築物	3百万円	機械装置及び運搬具	0	その他(工具、器具及び備品)	2	計	6	機械装置及び運搬具	12百万円	土地	57	建設仮勘定	7	その他(工具、器具及び備品)	16	美術品	55	計	148	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	7	建設仮勘定	1	その他(工具、器具及び備品)	4	計	14	<p>1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運送費</td><td style="text-align: right;">4,564百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">980</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">4,189</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">169</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">51</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">207</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">1,277</td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費は、277百万円です。</p> <p>3 固定資産売却益の内容は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">59百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">70</td></tr> </table> <p>4 為替差益 JUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨借入金の期末換算等から生じた為替差益や未決済為替予約から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したため特別利益として計上しています。</p> <p>5 その他の特別利益の主な内訳 受取保険金 2百万円</p> <p>6 固定資産売却損の内容は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>美術品</td><td style="text-align: right;">90</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">104</td></tr> </table> <p>7 固定資産除却損の内容は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15</td></tr> </table>	運送費	4,564百万円	広告宣伝費	980	給料手当	4,189	賞与引当金繰入額	169	役員退職慰労引当金繰入額	51	退職給付費用	207	賃借料	1,277	土地	59百万円	機械装置及び運搬具	3	建設仮勘定	0	その他(工具、器具及び備品)	7	計	70	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	12	建設仮勘定	1	その他(工具、器具及び備品)	0	美術品	90	計	104	建物及び構築物	1百万円	機械装置及び運搬具	9	建設仮勘定	1	その他(工具、器具及び備品)	3	計	15
運送費	4,266百万円																																																																																										
広告宣伝費	911																																																																																										
給料手当	4,370																																																																																										
賞与引当金繰入額	125																																																																																										
役員退職慰労引当金繰入額	29																																																																																										
退職給付費用	217																																																																																										
賃借料	1,587																																																																																										
建物及び構築物	3百万円																																																																																										
機械装置及び運搬具	0																																																																																										
その他(工具、器具及び備品)	2																																																																																										
計	6																																																																																										
機械装置及び運搬具	12百万円																																																																																										
土地	57																																																																																										
建設仮勘定	7																																																																																										
その他(工具、器具及び備品)	16																																																																																										
美術品	55																																																																																										
計	148																																																																																										
建物及び構築物	0百万円																																																																																										
機械装置及び運搬具	7																																																																																										
建設仮勘定	1																																																																																										
その他(工具、器具及び備品)	4																																																																																										
計	14																																																																																										
運送費	4,564百万円																																																																																										
広告宣伝費	980																																																																																										
給料手当	4,189																																																																																										
賞与引当金繰入額	169																																																																																										
役員退職慰労引当金繰入額	51																																																																																										
退職給付費用	207																																																																																										
賃借料	1,277																																																																																										
土地	59百万円																																																																																										
機械装置及び運搬具	3																																																																																										
建設仮勘定	0																																																																																										
その他(工具、器具及び備品)	7																																																																																										
計	70																																																																																										
建物及び構築物	0百万円																																																																																										
機械装置及び運搬具	12																																																																																										
建設仮勘定	1																																																																																										
その他(工具、器具及び備品)	0																																																																																										
美術品	90																																																																																										
計	104																																																																																										
建物及び構築物	1百万円																																																																																										
機械装置及び運搬具	9																																																																																										
建設仮勘定	1																																																																																										
その他(工具、器具及び備品)	3																																																																																										
計	15																																																																																										

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)				当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)			
8 減損損失 当社グループは、以下の固定資産について減損損失を計上しました。				8 減損損失 当社グループは、以下の固定資産について減損損失を計上しました。			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県 廿日市市	生産設備 他	機械装置及び 運搬具/その 他/美術品	29	本社 広島県 廿日市市	生産設備	建物及び構築 物/機械装置 及び運搬具	8
愛知県 豊橋市	生産設備	建物及び構築 物/機械装置 及び運搬具	4	愛知県 豊橋市	生産設備	機械装置及び 運搬具/その 他	20
鳥根県 鹿足郡	生産設備	建物及び構築 物/機械装置 及び運搬具	26	愛知県 蒲郡市	生産設備	その他	0
マレーシア	生産設備	建物及び構築 物/機械装置 及び運搬具/ 無形固定資産 他	102	計			29
計			163	当社グループは、継続的に収支の把握を行っている 管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングし ています。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別 にグルーピングしています。この遊休資産に関して回 収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却 価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額してい ます。			
9 その他の特別損失の主な内訳				9 その他の特別損失の主な内訳			
山林事業アドバイザー費用	41百万円			資産除去債務会計基準の適用に伴 う影響額	19百万円		
借地権売却損	19			環境対策引当金繰入額	13		
住宅設備機器補修対応費用	12			災害に伴う損害費用	9		
準不燃材補修対応費用	2			10 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低 下による簿価切下額			
10 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低 下による簿価切下額				売上原価	3百万円		
売上原価	105百万円						

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	9,567百万円
少数株主に係る包括利益	704
計	10,272
2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	120百万円
繰延ヘッジ損益	3,098
為替換算調整勘定	1,689
計	4,908

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	49,209	-	-	49,209

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,528	6	-	2,534

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第二回信託型新株予約権	普通株式	110,000	-	-	110,000	-
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	117
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	64
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	9
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5
合計			110,000	-	-	110,000	196

(注) 1 第二回信託型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行しています。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。

2 平成20年及び平成21年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	210	4.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	175	3.75	平成21年9月30日	平成21年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	175	3.75	平成22年3月31日	平成22年6月30日

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	49,209	-	-	49,209

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	2,534	6	-	2,541

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第二回信託型新株予約権	普通株式	110,000	-	-	110,000	-
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	117
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	64
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	18
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	13
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3
合計			110,000	-	-	110,000	217

（注）1 第二回信託型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行しています。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。

2 平成20年、平成21年及び平成22年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	3.75	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	175	3.75	平成22年9月30日	平成22年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	175	3.75	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 <u>6,569百万円</u>	現金及び預金勘定 <u>6,946百万円</u>
現金及び現金同等物 6,569	現金及び現金同等物 6,946

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																		
<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、生産設備及びフォークリフト(機械装置及び運搬具)、コンピュータ関係設備(その他「工具、器具及び備品」)です。 無形固定資産 ソフトウェアです。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>137</td> <td>29</td> <td>102</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>119</td> <td>89</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td>34</td> <td>26</td> <td>-</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>291</td> <td>145</td> <td>102</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 45百万円 1年超 15百万円 合計 61百万円 リース資産減損勘定期末残高 21百万円 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 52百万円 リース資産減損勘定の取崩額 16百万円 減価償却費相当額 35百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 135百万円 1年超 216百万円 合計 352百万円</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	137	29	102	4	その他(工具、器具及び備品)	119	89	-	30	無形固定資産(ソフトウェア)	34	26	-	7	合計	291	145	102	42	<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 無形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>100</td> <td>22</td> <td>75</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>119</td> <td>108</td> <td>-</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td>34</td> <td>32</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>254</td> <td>164</td> <td>75</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 12百万円 1年超 3百万円 合計 15百万円 リース資産減損勘定期末残高 2百万円 同左 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 40百万円 リース資産減損勘定の取崩額 12百万円 減価償却費相当額 27百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 124百万円 1年超 162百万円 合計 286百万円</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	100	22	75	1	その他(工具、器具及び備品)	119	108	-	11	無形固定資産(ソフトウェア)	34	32	-	1	合計	254	164	75	13
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	137	29	102	4																																															
その他(工具、器具及び備品)	119	89	-	30																																															
無形固定資産(ソフトウェア)	34	26	-	7																																															
合計	291	145	102	42																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	100	22	75	1																																															
その他(工具、器具及び備品)	119	108	-	11																																															
無形固定資産(ソフトウェア)	34	32	-	1																																															
合計	254	164	75	13																																															

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰り計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しています。長期性の高い資金は、長期借入金及び社債として銀行や社債市場より調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資や長期性資産に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。金利の変動リスクに晒されていますが、一部デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(4)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信稟議規程に従い、営業債権について、営業部門における営業推進部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信稟議規程に準じて、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部金利スワップ取引を利用しています。

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、「社内管理規程」に従い、経理部が執行及び管理を行っています。為替予約等の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,569	6,569	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,153	8,153	-
(3) 投資有価証券	1,394	1,394	-
資産計	16,117	16,117	-
(1) 支払手形及び買掛金	5,036	5,036	-
(2) 短期借入金	24,118	24,118	-
(3) 1年内償還予定の社債	3,000	3,000	-
(4) 社債	9,000	9,028	28
(5) 長期借入金	24,687	24,672	15
負債計	65,842	65,855	13
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,329)	(1,329)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,553)	(1,553)	-
デリバティブ取引計	(2,882)	(2,882)	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示して、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	89
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	4

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	6,569
受取手形及び売掛金	8,153
投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	
(1) 債券（社債）	-
(2) その他	-
合計	14,722

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しています。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰り計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。長期性の高い資金は、長期借入金及び社債として銀行や社債市場より調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資や長期性資産に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。金利の変動リスクに晒されていますが、一部デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信稟議規程に従い、営業債権について、営業部門における営業推進部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信稟議規程に準じて、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部金利スワップ取引を利用しています。

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、「社内管理規程」に従い、経理部が執行及び管理を行っています。為替予約等の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,946	6,946	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,383	8,383	-
(3) 投資有価証券	1,283	1,283	-
資産計	16,613	16,613	-
(1) 支払手形及び買掛金	5,607	5,607	-
(2) 短期借入金	31,043	31,043	-
(3) 1年内償還予定の社債	6,000	6,000	-
(4) 社債	3,000	2,999	0
(5) 長期借入金	15,124	15,121	2
負債計	60,775	60,772	3
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,008)	(1,008)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,273)	(2,273)	-
デリバティブ取引計	(3,282)	(3,282)	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示して、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	39

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	6,946	-
受取手形及び売掛金	8,383	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期 があるもの		
(1) 債券（社債）	-	10
(2) その他	-	-
合計	15,330	10

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(1) その他有価証券(平成22年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	463	367	95
	その他	-	-	-
	小計	463	367	95
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	931	1,196	265
	その他	-	-	-
	小計	931	1,196	265
合計		1,394	1,564	169

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

また、非上場株式(連結貸借対照表計上額 93百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	0	-	0
(2) 債券			
国債・地方債等	1,699	0	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,699	0	0

(3) 減損処理を行った有価証券

非上場株式の連結貸借対照表計上額は当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理(30百万円)を行っています。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っています。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) その他有価証券（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	373	330	42
	その他	-	-	-
	小計	373	330	42
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	900	1,227	327
	社債	10	10	-
	その他	-	-	-
	小計	910	1,237	327
合計		1,283	1,567	284

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

また、非上場株式（連結貸借対照表計上額 39百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引等 買建 USD買・日本円売	2,801	2,139	769	769
	売建 日本円売・NZD買	19,904	15,481	560	560
	合計	22,706	17,620	1,329	1,329

(注) 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 USD買・日本円売	買掛金	3,108	1,902	227
	売建 日本円売・NZD買	売掛金	8,753	7,591	1,325
	合計		11,862	9,493	1,553

(注) 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	1,875	375	12
	合計		1,875	375	12

(注) 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引等 買建 USD買・日本円売	1,671	1,484	1,008	1,008
	合計	1,671	1,484	1,008	1,008

（注） 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 日本円売・NZD買	売掛金	23,072	17,486	1,805
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 USD買・日本円売	買掛金	2,713	1,762	468
	合計		25,786	19,249	2,273

（注） 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	短期借入金	375	-	0
	合計		375	-	0

（注） 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

(退職給付関係)

前連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月より、確定拠出年金制度に移行しました。一部の在外子会社は、現地国の法律に基づく確定給付型制度があります。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日)

	当連結会計年度
イ 退職給付債務	1,298百万円
ロ 年金資産(退職給付信託を含む)	421
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	876
ニ 未認識数理計算上の差異	306
ホ 退職給付引当金(ハ+ニ)	570

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3 退職給付費用に関する事項(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	当連結会計年度
イ 勤務費用	91百万円
ロ 利息費用	24
ハ 期待運用収益	-
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	100
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	217
ヘ 確定拠出年金制度への掛金拠出額	122
計(ホ+ヘ)	339

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しています。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2%(但し、在外子会社においては10.41%)
ハ 期待運用収益率	0%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。)

当連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月より、確定拠出年金制度に移行しました。一部の在外子会社は、現地国の法律に基づく確定給付型制度があります。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日）

	当連結会計年度
イ 退職給付債務	1,369百万円
ロ 年金資産（退職給付信託を含む）	434
ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	935
ニ 未認識数理計算上の差異	247
ホ 退職給付引当金（ハ＋ニ）	687

（注） 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3 退職給付費用に関する事項（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	当連結会計年度
イ 勤務費用	89百万円
ロ 利息費用	26
ハ 期待運用収益	-
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	96
ホ 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	212
ヘ 確定拠出年金制度への掛金拠出額	119
計（ホ＋ヘ）	331

（注） 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しています。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2%（但し、在外子会社においては8.64%）
ハ 期待運用収益率	0%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年

（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。）

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 36百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員4名	当社取締役10名、当社執行役員4名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 202,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成13年12月10日	平成14年11月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成13年12月10日から 平成15年6月30日まで	平成14年11月19日から 平成16年6月30日まで
権利行使期間	平成15年7月1日から 平成21年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成16年7月1日から 平成23年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員4名	当社取締役8名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 182,000株	普通株式 185,000株
付与日	平成15年9月30日	平成16年6月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成15年9月30日から 平成17年6月30日まで	平成16年6月29日から 平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から 平成24年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成18年7月1日から 平成25年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、 当社執行役員5名	当社取締役9名、 当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月31日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成17年7月1日から 平成19年6月30日まで	平成18年7月31日から 平成20年6月30日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成26年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成20年7月1日から 平成27年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、 当社執行役員7名	当社取締役8名、 当社執行役員8名	当社取締役9名、 当社執行役員7名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 395,000株	普通株式 300,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成19年12月27日	平成21年5月14日	平成21年7月21日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成19年12月27日から 平成21年12月27日まで	平成21年5月14日から 平成23年5月14日まで	平成21年7月21日から 平成23年7月21日まで
権利行使期間	平成21年12月28日から 平成28年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成23年5月15日から 平成29年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成23年7月22日から 平成30年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

(注) 株式数に換算して記載しています。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	152,000	57,000	123,000	135,000	458,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	152,000	-	-	-	-
未行使残(株)	-	57,000	123,000	135,000	458,000

	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	-	395,000	-	-
付与(株)	-	-	300,000	300,000
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	395,000	-	-
未確定残(株)	-	-	300,000	300,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	500,000	-	-	-
権利確定(株)	-	395,000	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	500,000	395,000	-	-

単価情報

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利行使価格(円)	918	740	910	1,020	855
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	-

	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
権利行使価格(円)	843	633	294	313
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	234	164	66	52

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年及び平成21年ストック・オプションについて公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	37.825% / 年
予想残存期間(注) 2	5.0年
予想配当(注) 3	12.0円
無リスク利子率(注) 4	0.847% / 年

- (注) 1 5.0年(平成16年4月から平成21年4月)の株価実績に基づき算出しています。
2 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。
3 平成20年3月期末配当及び平成20年9月中間配当実績によっています。
4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りです。

	平成21年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	38.552% / 年
予想残存期間(注) 2	5.5年
予想配当(注) 3	10.5円
無リスク利子率(注) 4	0.748% / 年

- (注) 1 5.5年(平成15年12月から平成21年6月)の株価実績に基づき算出しています。
2 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。
3 平成20年9月中間配当及び平成21年3月期末配当実績によっています。
4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りです。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていません。

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

- 1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 21百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員 4名	当社取締役10名、当社執行役員 4名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 202,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成13年12月10日	平成14年11月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成13年12月10日から 平成15年 6月30日まで	平成14年11月19日から 平成16年 6月30日まで
権利行使期間	平成15年 7月 1日から 平成21年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成16年 7月 1日から 平成23年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 4名	当社取締役 8名、当社執行役員 5名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 182,000株	普通株式 185,000株
付与日	平成15年 9月30日	平成16年 6月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成15年 9月30日から 平成17年 6月30日まで	平成16年 6月29日から 平成18年 6月30日まで
権利行使期間	平成17年 7月 1日から 平成24年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成18年 7月 1日から 平成25年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、 当社執行役員 5名	当社取締役 9名、 当社執行役員 5名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成17年 7月 1日	平成18年 7月31日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成17年 7月 1日から 平成19年 6月30日まで	平成18年 7月31日から 平成20年 6月30日まで
権利行使期間	平成19年 7月 1日から 平成26年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成20年 7月 1日から 平成27年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9 名、 当社執行役員 7 名	当社取締役 8 名、 当社執行役員 8 名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 395,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成19年12月27日	平成21年 5月14日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成19年12月27日から 平成21年12月27日まで	平成21年 5月14日から 平成23年 5月14日まで
権利行使期間	平成21年12月28日から 平成28年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成23年 5月15日から 平成29年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9 名、 当社執行役員 7 名	当社取締役10名、 当社執行役員 7 名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 300,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成21年 7月21日	平成22年 7月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成21年 7月21日から 平成23年 7月21日まで	平成22年 7月27日から 平成24年 7月27日まで
権利行使期間	平成23年 7月22日から 平成30年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成24年 7月28日から 平成31年 6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

（注） 株式数に換算して記載しています。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利確定前					
前連結会計年度末（株）	-	-	-	-	-
付与（株）	-	-	-	-	-
失効（株）	-	-	-	-	-
権利確定（株）	-	-	-	-	-
未確定残（株）	-	-	-	-	-
権利確定後					
前連結会計年度末（株）	57,000	123,000	135,000	458,000	500,000
権利確定（株）	-	-	-	-	-
権利行使（株）	-	-	-	-	-
失効（株）	-	-	-	-	-
未行使残（株）	57,000	123,000	135,000	458,000	500,000

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	-	300,000	300,000	-
付与(株)	-	-	-	100,000
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	300,000	300,000	100,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	395,000	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	395,000	-	-	-

単価情報

	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利行使価格(円)	740	910	1,020	855	843
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	234

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利行使価格(円)	633	294	313	315
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	164	66	52	94

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについて公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	41.603% / 年
予想残存期間(注) 2	5.5年
予想配当(注) 3	7.5円
無リスク利率(注) 4	0.394% / 年

(注) 1 5.5年(平成16年12月から平成22年6月)の株価実績に基づき算出しています。

2 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

3 平成21年9月中間配当及び平成22年3月期末配当実績によっています。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りです。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
	(繰延税金資産)		(繰延税金資産)
	退職給付引当金		退職給付引当金
	558百万円		625百万円
	長期未払退職金		長期未払退職金
	172		133
	未払事業税		未払事業税
	12		13
	賞与引当金		賞与引当金
	164		122
	役員退職慰労引当金		役員退職慰労引当金
	140		160
	減価償却費		減価償却費
	258		277
	未実現利益		未実現利益
	15		27
	繰越欠損		繰越欠損
	3,960		3,129
	その他		その他
	1,477		1,808
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	6,760		6,296
	評価性引当金		評価性引当金
	1,367		1,397
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	5,393		4,898
	(繰延税金負債)		(繰延税金負債)
	固定資産		固定資産
	3,389		3,892
	圧縮記帳積立金		圧縮記帳積立金
	95		95
	退職給付信託設定益		退職給付信託設定益
	203		216
	その他		その他
	228		248
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	3,917		4,452
	繰延税金資産の純額		繰延税金資産の純額
	1,476		445
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	40.4%		40.4%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	0.3		1.3
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		住民税均等割等
	2.1		3.4
	住民税均等割等		評価性引当額の増減
	0.8		6.3
	評価性引当額の増減		海外子会社の税率差異
	0.4		17.3
	海外子会社の税率差異		海外子会社の税制改正による影響額
	10.7		29.8
	その他		その他
	3.9		4.6
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	32.3		68.5

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しています。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社グループは、当連結会計年度より、「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」の事業セグメントを統合して、「住宅建材設備事業」としています。単一事業区分としたことにより、該当事項はありません。

(事業区分の方法の変更)

「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」のシナジー効果の実現を目指していくという事業方針の下、営業所・物流拠点の統廃合、木質建材と住宅設備機器のコーディネートを可能にする新商品の開発、営業組織の統合などを行いました。その結果、当連結会計年度において製品の一貫した販売体制及び生産体制が整ったと言えます。

また、住宅業界における経済的特徴と販売する市場又は顧客の種類は概ね類似しており、従来、区分表示していた「住宅建材事業」及び「住宅設備機器事業」は、区分して表示すべき重要性が低下したため、当連結会計年度より事業区分を廃止しています。これにより、当社グループは、「住宅建材設備事業」のみの単一事業区分としています。

なお、従来の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は下記のとおりです。

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	54,503	8,485	62,989	-	62,989
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	145	-	145	(145)	-
計	54,649	8,485	63,134	(145)	62,989
営業費用	51,816	9,324	61,140	(134)	61,006
営業利益又は営業損失()	2,832	839	1,993	(10)	1,982
資産、減価償却費及び資本的 支出					
資産	104,395	10,128	114,523	(12,793)	101,730
減価償却費	3,973	277	4,251	-	4,251
資本的支出	1,467	33	1,501	-	1,501

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ーランド (百万円)	中華人民共 和国 (百万円)	その他の地 域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	53,910	3,134	5,838	73	32	62,989	-	62,989
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	27	-	8,983	5,266	3,696	17,973	(17,973)	-
計	53,938	3,134	14,821	5,339	3,728	80,963	(17,973)	62,989
営業費用	52,577	3,210	14,630	5,007	3,568	78,994	(17,988)	61,006
営業利益又は営業損失()	1,361	76	191	331	159	1,968	14	1,982
資産	51,760	3,373	40,199	10,266	3,175	108,774	(7,044)	101,730

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

- 2 本邦以外の区分に属する国又は地域
その他の地域.....フィリピン共和国、マレーシア

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	米国(百万円)	その他(百万円)	計(百万円)
海外売上高	3,120	5,915	9,035
連結売上高	-	-	62,989
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.0	9.4	14.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
その他の地域.....ニューージーランド、オーストラリア、大韓民国、中華人民共和国
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	合板床板	造作材	その他建材	住宅設備機器	合計
外部顧客への売上高	9,413	30,249	16,323	8,345	64,331

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米国	その他の地域（注2）	合計
55,597	2,628	6,105	64,331

（注）1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. その他の地域.....ニュージーランド、オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン共和国、マレーシア等

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他の地域（注1）	合計
17,186	31,923	3,235	52,344

（注）1. その他の地域.....中華人民共和国、米国、フィリピン共和国、マレーシア

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三井住商建材(株)	8,936	住宅建材設備事業
住友林業(株)	8,828	住宅建材設備事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	当社代表取締役 中本祐昌及び近親者 (所有)直接 100.0	固有製品の仕入及び販売	外壁材の仕入	665	買掛金	69
	株式会社 mimozax	広島県廿日市市	0	健康食品の製造及び販売	当社代表取締役 中本祐昌 (所有)直接 100.0	特許権の売却	なし	-	未収入金	242
役員及びその近親者	財団法人 ウッドワン美術館	広島県廿日市市	-	理事長 当社代表取締役 中本祐昌	16.7%	-	建屋及び設備の賃貸料収入と運営費用の立替 (注2)	32	未収入金	110

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については一般的な市場価格を参考にし相互協議の上決定しています。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっています。

- 2 取引は、いわゆる第三者のためのものです。
- 3 取引金額には消費税等が含まれていません。
- 4 期末残高には消費税等が含まれています。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	当社代表取締役 中本祐昌及び近親者 (所有)直接 100.0	固有製品の仕入及び販売	外壁材の仕入	716	買掛金	72
	株式会社 mimozax	広島県廿日市市	0	健康食品の製造及び販売	当社代表取締役 中本祐昌 (所有)直接 100.0	特許権の売却	なし	-	長期未収入金 (注4)	241
役員及びその近親者	財団法人 ウッドワン美術館	広島県廿日市市	-	理事長 当社代表取締役 中本祐昌	16.7%	-	金銭の貸付 (注5)	150	長期貸付金	150

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、一般的な市場価格を参考に相互協議の上、決定しています。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっています。

- 2 取引金額には消費税等は含まれていません。
- 3 期末残高には消費税等を含めています。
- 4 当社代表取締役中本祐昌所有の有価証券を担保として受け入れています。
- 5 財団法人ウッドワン美術館所有の美術品を担保として受け入れています。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり純資産額 566円5銭	1株当たり純資産額 542円51銭
1株当たり当期純利益金額 115円97銭	1株当たり当期純利益金額 12円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年 3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計 (百万円)	27,322	26,146
普通株式に係る純資産額(百万円)	26,420	25,318
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	196	217
少数株主持分	704	609
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,534,501	2,541,119
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通 株式の数(株)	46,675,345	46,668,727

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益金額(百万 円)	5,413	597
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,413	597
普通株式の期中平均株式数(株)	46,677,734	46,672,034
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれなかつ た潜在株式の概要	新株予約権の潜在株式の数 112,268,000株	新株予約権の潜在株式の数 112,368,000株

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ウッドワン	第8回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成16年 5月7日	3,000 (3,000)	-	1.77	無担保社債	平成22年 9月7日
株式会社 ウッドワン	第9回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成18年 4月27日	6,000	6,000 (6,000)	2.90	無担保社債	平成23年 10月25日
株式会社 ウッドワン	第10回無担保社債 (適格機関投資家限定、分 割譲渡制限特約付)	平成19年 12月14日	2,000	2,000	2.13	無担保社債	平成24年 12月14日
株式会社 ウッドワン	第11回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成19年 12月14日	1,000	1,000	1.82	無担保社債	平成24年 12月14日
合計	-	-	12,000 (3,000)	9,000 (6,000)	-	-	-

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額です。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
6,000	3,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	13,648	14,899	2.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	10,469	16,144	1.9	-
1年以内に返済予定のリース債務	94	95	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	24,687	15,124	2.6	平成24年5月 ~28年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	321	229	-	平成24年7月 ~27年10月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	49,222	46,492	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していません。

3 上記の金融機関からの借入金の一部については、財務制限条項が付されており、その内容は、注記事項(連結貸借対照表関係)に記載のとおりです。

4 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除きます。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	7,398	4,814	1,397	940
リース債務	93	90	45	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第 1 四半期 自平成22年 4 月 1 日 至平成22年 6 月30日	第 2 四半期 自平成22年 7 月 1 日 至平成22年 9 月30日	第 3 四半期 自平成22年10月 1 日 至平成22年12月31日	第 4 四半期 自平成23年 1 月 1 日 至平成23年 3 月31日
売上高 (百万円)	14,718	16,217	17,101	16,294
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額 () (百万円)	404	531	1,221	664
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 () (百万円)	614	153	674	383
1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 () (円)	13.17	3.29	14.45	8.23

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,098	3,414
受取手形	358	21
売掛金	⁵ 5,652	⁵ 6,280
商品及び製品	3,722	3,493
仕掛品	1,303	1,371
原材料及び貯蔵品	4,157	3,532
前払費用	99	71
繰延税金資産	630	523
短期貸付金	⁵ 5,853	⁵ 4,763
未収入金	⁵ 490	⁵ 377
その他	⁵ 659	⁵ 802
貸倒引当金	19	29
流動資産合計	26,007	24,622
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	^{1, 2} 4,873	^{1, 2} 4,558
構築物（純額）	² 196	² 170
機械及び装置（純額）	² 1,900	² 1,464
車両運搬具（純額）	² 7	² 5
工具、器具及び備品（純額）	² 1,448	² 1,326
土地	¹ 7,997	¹ 7,954
リース資産（純額）	² 218	² 171
建設仮勘定	35	27
有形固定資産合計	16,677	15,678
無形固定資産		
ソフトウェア	328	320
水道施設利用権	14	-
電話加入権	31	31
電信電話専用施設利用権	1	1
リース資産	178	138
無形固定資産合計	554	491

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,360	1,198
関係会社株式	20,650	20,650
出資金	1 23	1 9
関係会社出資金	25	25
従業員に対する長期貸付金	13	9
長期貸付金	-	150
破産更生債権等	7	31
長期前払費用	38	51
繰延税金資産	699	802
投資不動産	3 97	3 97
美術品	9,015	8,719
その他	897	868
貸倒引当金	42	52
投資その他の資産合計	32,786	32,562
固定資産合計	50,018	48,732
資産合計	76,025	73,355
負債の部		
流動負債		
支払手形	49	57
買掛金	5 4,090	5 4,102
短期借入金	1, 7 7,013	1, 7 7,313
1年内返済予定の長期借入金	1, 7 5,320	1, 7 11,771
1年内償還予定の社債	3,000	6,000
リース債務	94	95
未払金	5 1,609	5 1,449
未払費用	334	352
未払法人税等	91	97
未払事業所税	31	31
預り金	72	75
賞与引当金	217	273
為替予約	996	1,477
その他	177	28
流動負債合計	23,099	33,124
固定負債		
社債	9,000	3,000
長期借入金	1, 7 12,479	1, 7 6,143
リース債務	321	229
退職給付引当金	558	676
役員退職慰労引当金	348	398
環境対策引当金	-	13
資産除去債務	-	19
その他	5 621	477
固定負債合計	23,329	10,957
負債合計	46,429	44,082

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金		
資本準備金	7,815	7,815
資本剰余金合計	7,815	7,815
利益剰余金		
利益準備金	836	836
その他利益剰余金		
別途積立金	15,130	15,130
土地圧縮積立金	140	140
繰越利益剰余金	538	405
利益剰余金合計	16,645	16,512
自己株式	2,128	2,130
株主資本合計	29,657	29,522
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	121	189
繰延ヘッジ損益	135	279
評価・換算差額等合計	257	468
新株予約権	196	217
純資産合計	29,596	29,272
負債純資産合計	76,025	73,355

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高		
製品売上高	53,507	54,628
原材料売上高	74	476
売上高合計	53,582	55,104
売上原価		
製品期首たな卸高	5,095	3,722
当期製品仕入高	¹¹ 13,192	¹¹ 13,668
当期製品製造原価	¹¹ 24,254	¹¹ 26,275
合計	42,542	43,666
他勘定振替高	¹ 586	¹ 515
製品期末たな卸高	3,722	3,493
製品売上原価	¹² 38,233	¹² 39,656
売上総利益	15,348	15,447
販売費及び一般管理費		
運搬費	3,182	3,252
広告宣伝費	858	923
販売手数料	467	495
貸倒引当金繰入額	2	24
役員報酬	214	190
役員退職慰労引当金繰入額	29	51
株式報酬費用	36	21
給料及び手当	3,226	3,219
賞与	294	391
賞与引当金繰入額	131	162
退職給付費用	185	180
法定福利費	562	570
福利厚生費	121	114
交際費	61	60
旅費及び交通費	446	411
通信費	234	190
光熱費	129	129
消耗品費	292	294
租税公課	182	190
事業所税	31	31
減価償却費	572	535
図書費	10	8
会議費	1	0
修繕費	193	228
保険料	96	108
賃借料	1,465	1,213
車両費	190	186
手数料	34	28
研究費	115	84
雑費	669	702
販売費及び一般管理費合計	² 14,039	² 14,004
営業利益	1,309	1,443

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	11	81	11	99
受取配当金	11	425	11	321
仕入割引		47		50
受取賃貸料	11	169		152
為替差益		63		-
有価証券売却益		0		-
その他		156		186
営業外収益合計		944		810
営業外費用				
支払利息		429		477
社債利息		307		258
売上割引		431		441
シンジケートローン手数料		228		-
その他		53		324
営業外費用合計		1,451		1,501
経常利益		802		751
特別利益				
固定資産売却益	3	3	3	73
貸倒引当金戻入額		18		-
退職給付信託設定益		-		32
為替差益	4	732		-
役員退職慰労引当金戻入額		111		-
その他	5	9	5	2
特別利益合計		875		108
特別損失				
固定資産売却損	6	79	6	92
固定資産除却損	7	12	7	9
減損損失	8	34	8	29
為替差損		-	9	239
為替予約解約損		1,132		-
その他	10	8	10	43
特別損失合計		1,266		414
税引前当期純利益		411		445
法人税、住民税及び事業税		69		81
法人税等調整額		23		146
法人税等合計		93		228
当期純利益		317		217

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
原材料費		17,794	73.9	19,780	75.1
労務費	1	2,930	12.2	3,277	12.4
経費	2	3,336	13.9	3,285	12.5
当期総製造費用		24,061	100	26,342	100
期首仕掛品たな卸高		1,496		1,303	
合計		25,558		27,646	
期末仕掛品たな卸高		1,303		1,371	
当期製品製造原価		24,254		26,275	

(注) 原価計算の方法は、組別工程別等級別総合原価計算法によるものです。

(脚注)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1	このうちには賞与引当金繰入額86百万円、退職給付費用129百万円を含んでいます。	このうちには賞与引当金繰入額111百万円、退職給付費用130百万円を含んでいます。
2	このうち主なものは次のとおりです。 減価償却費 826百万円 外注工賃 602 修繕費 284 電力料 226 租税公課 157 消耗品費 391	このうち主なものは次のとおりです。 減価償却費 692百万円 外注工賃 566 修繕費 331 電力料 167 租税公課 145 消耗品費 501

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,324	7,324
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,324	7,324
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,815	7,815
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,815	7,815
資本剰余金合計		
前期末残高	7,815	7,815
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,815	7,815
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	836	836
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	836	836
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	16,130	15,130
当期変動額		
別途積立金の取崩	1,000	-
当期変動額合計	1,000	-
当期末残高	15,130	15,130
土地圧縮積立金		
前期末残高	140	140
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	140	140
繰越利益剰余金		
前期末残高	394	538
当期変動額		
別途積立金の取崩	1,000	-
剰余金の配当	385	350
当期純利益	317	217
当期変動額合計	932	132
当期末残高	538	405

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	16,712	16,645
当期変動額		
剰余金の配当	385	350
当期純利益	317	217
当期変動額合計	67	132
当期末残高	16,645	16,512
自己株式		
前期末残高	2,126	2,128
当期変動額		
自己株式の取得	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	2,128	2,130
株主資本合計		
前期末残高	29,726	29,657
当期変動額		
剰余金の配当	385	350
当期純利益	317	217
自己株式の取得	1	1
当期変動額合計	69	134
当期末残高	29,657	29,522
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	226	121
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	105	67
当期変動額合計	105	67
当期末残高	121	189
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	59	135
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	76	143
当期変動額合計	76	143
当期末残高	135	279
評価・換算差額等合計		
前期末残高	285	257
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28	211
当期変動額合計	28	211
当期末残高	257	468

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
新株予約権		
前期末残高	160	196
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36	21
当期変動額合計	36	21
当期末残高	196	217
純資産合計		
前期末残高	29,600	29,596
当期変動額		
剰余金の配当	385	350
当期純利益	317	217
自己株式の取得	1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	65	189
当期変動額合計	3	324
当期末残高	29,596	29,272

【重要な会計方針】

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式は移動平均法に基づく原価法によっ ています。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定）によ っています。 時価のないものは移動平均法に基づく原価法によ っています。</p> <p>2 デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に よる簿価切下げの方法により算定）によっ ています。</p> <p>(1) 商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料） 移動平均法</p> <p>(2) 原材料（補助材料）及び貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっ ています。ただし、平成10年 4月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）につ いては、定額法を採用しています。なお、耐用年数 及び残存価額については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっ ています。また、取得価額10万 円以上20万円未満の少額減価償却資産につ いては、一括償却資産として、3年間で均等償却する 方法によっ ています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっ ています。なお、耐用年数につ いては、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっ ています。また、ソフトウェア（自社利用分）につ いては、社内における利用可能期間（5年）に基 づく定額法によっ ています。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっ ています。なお、償却期間につ いては、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっ ています。</p> <p>(4) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成20年 3月31日以前 のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る 方法に準じた会計処理によっ ています。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p> <p>同左</p> <p>2 デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(1) 商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料） 同左</p> <p>(2) 原材料（補助材料）及び貯蔵品 同左</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p> <p>(4) リース資産 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき当事業年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しています。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しています。 なお、当事業年度においては計上していません。</p> <p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しています。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しています。</p> <p>(6)環境対策引当金</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金 同左</p> <p>(4)退職給付引当金 同左</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6)環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっています。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としています。 また、金利関連は金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としています。</p> <p>(3) ヘッジ方針 内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針です。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略しています。特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えています。</p> <p>7 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっています。</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっています。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>7 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しています。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益に与える影響はなく、税引前当期純利益に与える影響は軽微です。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記していました「シンジケートローン手数料」(当事業年度146百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しています。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																				
1	<p>このうち次のとおり借入金の担保に供しています。</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>4,382百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7,869百万円</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,258百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>7,000百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td>2,105百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>11,475百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,580百万円</td> </tr> </table>	建物	4,382百万円	土地	7,869百万円	出資金	5百万円	計	12,258百万円	短期借入金	7,000百万円	1年内返済予定の長期借入金	2,105百万円	長期借入金	11,475百万円	計	20,580百万円	<p>このうち次のとおり借入金の担保に供しています。</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>4,130百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7,869百万円</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,005百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>7,000百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td>11,475百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18,480百万円</td> </tr> </table>	建物	4,130百万円	土地	7,869百万円	出資金	5百万円	計	12,005百万円	短期借入金	7,000百万円	1年内返済予定の長期借入金	11,475百万円	長期借入金	5百万円	計	18,480百万円				
建物	4,382百万円																																					
土地	7,869百万円																																					
出資金	5百万円																																					
計	12,258百万円																																					
短期借入金	7,000百万円																																					
1年内返済予定の長期借入金	2,105百万円																																					
長期借入金	11,475百万円																																					
計	20,580百万円																																					
建物	4,130百万円																																					
土地	7,869百万円																																					
出資金	5百万円																																					
計	12,005百万円																																					
短期借入金	7,000百万円																																					
1年内返済予定の長期借入金	11,475百万円																																					
長期借入金	5百万円																																					
計	18,480百万円																																					
2	有形固定資産の減価償却累計額は37,196百万円です。	有形固定資産の減価償却累計額は38,118百万円です。																																				
3	<p>投資不動産の明細は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>土地</td> <td>97百万円</td> </tr> </table>	土地	97百万円	<p>投資不動産の明細は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>土地</td> <td>97百万円</td> </tr> </table>	土地	97百万円																																
土地	97百万円																																					
土地	97百万円																																					
4	<p>偶発債務（保証債務）</p> <p>下記会社の金融機関からの借入金に対する保証</p> <table> <tr> <td>JUKEN NEW ZEALAND LTD.</td> <td>20,689百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち11,139百万円は、66百万米ドル 74百万ニュージーランドドル)</td> </tr> <tr> <td>住建（上海）有限公司</td> <td>534百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5百万米ドル)</td> </tr> <tr> <td>沃達王木業（上海）有限公司</td> <td>600百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6百万米ドル)</td> </tr> <tr> <td>沃達王國際有限公司</td> <td>251百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(21百万香港ドル)</td> </tr> <tr> <td>株式会社ベルキッチン</td> <td>950百万円</td> </tr> </table> <p>なお、関係会社の為替予約等契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、569百万ニュージーランドドルです。</p>	JUKEN NEW ZEALAND LTD.	20,689百万円	(うち11,139百万円は、66百万米ドル 74百万ニュージーランドドル)		住建（上海）有限公司	534百万円	(5百万米ドル)		沃達王木業（上海）有限公司	600百万円	(6百万米ドル)		沃達王國際有限公司	251百万円	(21百万香港ドル)		株式会社ベルキッチン	950百万円	<p>偶発債務（保証債務）</p> <p>下記会社の金融機関からの借入金に対する保証</p> <table> <tr> <td>JUKEN NEW ZEALAND LTD.</td> <td>18,556百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち12,557百万円は、42百万米ドル 142百万ニュージーランドドル)</td> </tr> <tr> <td>住建（上海）有限公司</td> <td>478百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5百万米ドル)</td> </tr> <tr> <td>沃達王木業（上海）有限公司</td> <td>456百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5百万米ドル)</td> </tr> <tr> <td>沃達王國際有限公司</td> <td>160百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(15百万香港ドル)</td> </tr> <tr> <td>株式会社ベルキッチン</td> <td>433百万円</td> </tr> </table> <p>なお、関係会社の為替予約等契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、369百万ニュージーランドドルです。</p>	JUKEN NEW ZEALAND LTD.	18,556百万円	(うち12,557百万円は、42百万米ドル 142百万ニュージーランドドル)		住建（上海）有限公司	478百万円	(5百万米ドル)		沃達王木業（上海）有限公司	456百万円	(5百万米ドル)		沃達王國際有限公司	160百万円	(15百万香港ドル)		株式会社ベルキッチン	433百万円
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	20,689百万円																																					
(うち11,139百万円は、66百万米ドル 74百万ニュージーランドドル)																																						
住建（上海）有限公司	534百万円																																					
(5百万米ドル)																																						
沃達王木業（上海）有限公司	600百万円																																					
(6百万米ドル)																																						
沃達王國際有限公司	251百万円																																					
(21百万香港ドル)																																						
株式会社ベルキッチン	950百万円																																					
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	18,556百万円																																					
(うち12,557百万円は、42百万米ドル 142百万ニュージーランドドル)																																						
住建（上海）有限公司	478百万円																																					
(5百万米ドル)																																						
沃達王木業（上海）有限公司	456百万円																																					
(5百万米ドル)																																						
沃達王國際有限公司	160百万円																																					
(15百万香港ドル)																																						
株式会社ベルキッチン	433百万円																																					
5	<p>関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>61百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>5,853</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>その他（流動資産）</td> <td>551</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>323</td> </tr> <tr> <td>その他（固定負債）</td> <td>48</td> </tr> </table>	売掛金	61百万円	短期貸付金	5,853	未収入金	268	その他（流動資産）	551	買掛金	948	未払金	323	その他（固定負債）	48	<p>関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>4,763</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>その他（流動資産）</td> <td>595</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>902</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>290</td> </tr> </table>	売掛金	28百万円	短期貸付金	4,763	未収入金	298	その他（流動資産）	595	買掛金	902	未払金	290										
売掛金	61百万円																																					
短期貸付金	5,853																																					
未収入金	268																																					
その他（流動資産）	551																																					
買掛金	948																																					
未払金	323																																					
その他（固定負債）	48																																					
売掛金	28百万円																																					
短期貸付金	4,763																																					
未収入金	298																																					
その他（流動資産）	595																																					
買掛金	902																																					
未払金	290																																					
6	<table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>756百万円</td> </tr> </table>	受取手形割引高	756百万円	<table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>1,215百万円</td> </tr> </table>	受取手形割引高	1,215百万円																																
受取手形割引高	756百万円																																					
受取手形割引高	1,215百万円																																					

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																								
7	<p>財務制限条項</p> <p>借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額6,000百万円、平成22年3月31日現在借入金残高1,875百万円)において財務制限条項が付されており、平成21年9月25日において財務制限条項を変更しています。また、新たに平成21年9月25日において締結したシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額19,000百万円、平成22年3月31日現在借入金残高18,700百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成22年3月31日現在借入はありません。)も同様の財務制限条項を付しています。</p> <p>これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td colspan="2">タームローン</td> </tr> <tr> <td>契約総額</td> <td>25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コミットメントライン</td> </tr> <tr> <td>契約総額</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>2,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持 平成22年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成21年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持 平成22年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	タームローン		契約総額	25,000百万円	借入実行総額	25,000百万円	借入未実行残高	-百万円	コミットメントライン		契約総額	2,000百万円	借入実行総額	-百万円	借入未実行残高	2,000百万円	<p>財務制限条項</p> <p>借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額6,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高375百万円)において財務制限条項が付されており、平成21年9月25日において財務制限条項を変更しています。また、新たに平成21年9月25日において締結したシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額19,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高18,100百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成23年3月31日現在借入はありません。)も同様の財務制限条項を付しています。</p> <p>これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td colspan="2">タームローン</td> </tr> <tr> <td>契約総額</td> <td>25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コミットメントライン</td> </tr> <tr> <td>契約総額</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>2,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持 平成22年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成21年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持 平成22年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p> <p>さらに、平成22年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額3,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高3,000百万円)において財務制限条項が付されています。</p> <p>これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td colspan="2">タームローン</td> </tr> <tr> <td>契約総額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持 平成23年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成22年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持 平成23年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	タームローン		契約総額	25,000百万円	借入実行総額	25,000百万円	借入未実行残高	-百万円	コミットメントライン		契約総額	2,000百万円	借入実行総額	-百万円	借入未実行残高	2,000百万円	タームローン		契約総額	3,000百万円	借入実行総額	3,000百万円	借入未実行残高	-百万円
タームローン																																										
契約総額	25,000百万円																																									
借入実行総額	25,000百万円																																									
借入未実行残高	-百万円																																									
コミットメントライン																																										
契約総額	2,000百万円																																									
借入実行総額	-百万円																																									
借入未実行残高	2,000百万円																																									
タームローン																																										
契約総額	25,000百万円																																									
借入実行総額	25,000百万円																																									
借入未実行残高	-百万円																																									
コミットメントライン																																										
契約総額	2,000百万円																																									
借入実行総額	-百万円																																									
借入未実行残高	2,000百万円																																									
タームローン																																										
契約総額	3,000百万円																																									
借入実行総額	3,000百万円																																									
借入未実行残高	-百万円																																									

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
1	この内訳は次のとおりです。 販売費及び一般管理費 広告宣伝費 92百万円 消耗品費他 156 製造勘定 消耗品費他 3 流動資産 未収入金他 294 固定資産 建設仮勘定 39 <hr/> 計 586	この内訳は次のとおりです。 販売費及び一般管理費 広告宣伝費 128百万円 消耗品費他 143 製造勘定 消耗品費他 8 流動資産 仕掛品他 195 固定資産 建設仮勘定 38 特別損失 その他 2 <hr/> 計 515
2	一般管理費に含まれる研究開発費は、210百万円です。	一般管理費に含まれる研究開発費は、203百万円です。
3	固定資産売却益の内容は、次のとおりです。 建物 1百万円 機械及び装置 0 工具、器具及び備品 2 <hr/> 計 3	固定資産売却益の内容は、次のとおりです。 機械及び装置 7百万円 車両運搬具 0 工具、器具及び備品 7 土地 59 建設仮勘定 0 <hr/> 計 73
4	為替差益 未決済為替予約から生じた為替差益は、著しい相場変動により発生したため特別利益として計上していません。	為替差益
5	その他の特別利益の主な内訳 災害に伴う保険差益 3百万円 損害保証金 2百万円	その他の特別利益の主な内訳 受取保険金 2百万円
6	固定資産売却損の内容は、次のとおりです。 工具、器具及び備品 16百万円 建設仮勘定 7 美術品 55 <hr/> 計 79	固定資産売却損の内容は、次のとおりです。 機械及び装置 0百万円 車両運搬具 0 工具、器具及び備品 0 建設仮勘定 1 美術品 90 <hr/> 計 92
7	固定資産除却損の内容は、次のとおりです。 建物 0百万円 機械及び装置 5 車両運搬具 0 工具、器具及び備品 4 建設仮勘定 1 <hr/> 計 12	固定資産除却損の内容は、次のとおりです。 建物 1百万円 機械及び装置 2 車両運搬具 0 工具、器具及び備品 2 建設仮勘定 1 <hr/> 計 9

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																				
8	<p>減損損失 当社は、以下の固定資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 広島県 廿日市市</td> <td>生産設備 他</td> <td>機械及び装置/ 工具、器具及び備品/ 美術品</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>愛知県 豊橋市</td> <td>生産設備</td> <td>建物/構築物/ 機械及び装置</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしています。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額しています。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	本社 広島県 廿日市市	生産設備 他	機械及び装置/ 工具、器具及び備品/ 美術品	29	愛知県 豊橋市	生産設備	建物/構築物/ 機械及び装置	4	計			34	<p>減損損失 当社は、以下の固定資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 広島県 廿日市市</td> <td>生産設備</td> <td>建物/機械及び 装置</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>愛知県 豊橋市</td> <td>生産設備</td> <td>機械及び装置/ 工具、器具及び備品</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>愛知県 蒲郡市</td> <td>生産設備</td> <td>工具、器具 及び備品</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしています。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	本社 広島県 廿日市市	生産設備	建物/機械及び 装置	8	愛知県 豊橋市	生産設備	機械及び装置/ 工具、器具及び備品	20	愛知県 蒲郡市	生産設備	工具、器具 及び備品	0	計			29
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
本社 広島県 廿日市市	生産設備 他	機械及び装置/ 工具、器具及び備品/ 美術品	29																																			
愛知県 豊橋市	生産設備	建物/構築物/ 機械及び装置	4																																			
計			34																																			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
本社 広島県 廿日市市	生産設備	建物/機械及び 装置	8																																			
愛知県 豊橋市	生産設備	機械及び装置/ 工具、器具及び備品	20																																			
愛知県 蒲郡市	生産設備	工具、器具 及び備品	0																																			
計			29																																			
9	為替差損	為替差損 未決済為替予約から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したため特別損失として計上していません。																																				
10	<p>その他の特別損失の主な内訳</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>災害に伴う損害費用</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>準不燃材補修対応費用</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	災害に伴う損害費用	3百万円	準不燃材補修対応費用	2	<p>その他の特別損失の主な内訳</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>環境対策引当金繰入額</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>災害に伴う損害費用</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	19百万円	環境対策引当金繰入額	13	災害に伴う損害費用	9																										
災害に伴う損害費用	3百万円																																					
準不燃材補修対応費用	2																																					
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	19百万円																																					
環境対策引当金繰入額	13																																					
災害に伴う損害費用	9																																					
11	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>製品仕入</td> <td>10,249百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>6,847</td> </tr> <tr> <td>外注工賃</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>受取賃貸料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>	製品仕入	10,249百万円	原材料費	6,847	外注工賃	28	受取利息	76	受取賃貸料	0	受取配当金	400	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>製品仕入</td> <td>9,631百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>8,965</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td>295</td> </tr> </tbody> </table>	製品仕入	9,631百万円	原材料費	8,965	受取利息	94	受取配当金	295																
製品仕入	10,249百万円																																					
原材料費	6,847																																					
外注工賃	28																																					
受取利息	76																																					
受取賃貸料	0																																					
受取配当金	400																																					
製品仕入	9,631百万円																																					
原材料費	8,965																																					
受取利息	94																																					
受取配当金	295																																					
12	<p>通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>売上原価</td> <td>42百万円</td> </tr> </tbody> </table>	売上原価	42百万円	<p>通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>売上原価</td> <td>20百万円</td> </tr> </tbody> </table>	売上原価	20百万円																																
売上原価	42百万円																																					
売上原価	20百万円																																					

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,528	6	-	2,534

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,534	6	-	2,541

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																												
<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>1.リース資産の内容</p> <p>(1)有形固定資産 主として、フォークリフト(車両運搬具)、コンピュータ関係設備(工具、器具及び備品)です。</p> <p>(2)無形固定資産 ソフトウェアです。</p> <p>2.リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>119</td> <td>89</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>34</td> <td>26</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>158</td> <td>118</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>33百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	4	2	1	工具、器具及び備品	119	89	30	ソフトウェア	34	26	7	合計	158	118	39	1年内	26百万円	1年超	13百万円	合計	39百万円	支払リース料	33百万円	減価償却費相当額	33百万円	<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>1.リース資産の内容</p> <p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>2.リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>119</td> <td>108</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>34</td> <td>32</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>158</td> <td>145</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	4	3	0	工具、器具及び備品	119	108	11	ソフトウェア	34	32	1	合計	158	145	13	1年内	9百万円	1年超	3百万円	合計	13百万円	支払リース料	25百万円	減価償却費相当額	25百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
車両運搬具	4	2	1																																																										
工具、器具及び備品	119	89	30																																																										
ソフトウェア	34	26	7																																																										
合計	158	118	39																																																										
1年内	26百万円																																																												
1年超	13百万円																																																												
合計	39百万円																																																												
支払リース料	33百万円																																																												
減価償却費相当額	33百万円																																																												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
車両運搬具	4	3	0																																																										
工具、器具及び備品	119	108	11																																																										
ソフトウェア	34	32	1																																																										
合計	158	145	13																																																										
1年内	9百万円																																																												
1年超	3百万円																																																												
合計	13百万円																																																												
支払リース料	25百万円																																																												
減価償却費相当額	25百万円																																																												

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式20,650百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。	同左

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																																																																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table> <thead> <tr> <th colspan="2">(繰延税金資産)</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td>558</td><td></td></tr> <tr><td>長期未払退職金</td><td>172</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>146</td><td></td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>140</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>119</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>307</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>380</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,838</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>209</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>1,629</td><td></td></tr> <tr><th colspan="2">(繰延税金負債)</th><th></th></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td>203</td><td></td></tr> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td>95</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>298</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>1,330</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.4%</td></tr> <tr><th colspan="2">(調整)</th></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>39.8</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>14.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>22.7</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)		百万円	退職給付引当金	558		長期未払退職金	172		未払事業税	12		賞与引当金	146		役員退職慰労引当金	140		減価償却費	119		繰越欠損金	307		その他	380		繰延税金資産小計	1,838		評価性引当額	209		繰延税金資産合計	1,629		(繰延税金負債)			退職給付信託設定益	203		圧縮記帳積立金	95		繰延税金負債合計	298		繰延税金資産の純額	1,330		法定実効税率	40.4%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	39.8	住民税均等割等	14.9	その他	1.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.7	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table> <thead> <tr> <th colspan="2">(繰延税金資産)</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td>625</td><td></td></tr> <tr><td>長期未払退職金</td><td>133</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>110</td><td></td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>160</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>150</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>147</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>540</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,881</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>243</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>1,638</td><td></td></tr> <tr><th colspan="2">(繰延税金負債)</th><th></th></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td>216</td><td></td></tr> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td>95</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>311</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>1,326</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.4%</td></tr> <tr><th colspan="2">(調整)</th></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>27.3</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>14.6</td></tr> <tr><td>過年度税金等</td><td>12.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>51.3</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)		百万円	退職給付引当金	625		長期未払退職金	133		未払事業税	13		賞与引当金	110		役員退職慰労引当金	160		減価償却費	150		繰越欠損金	147		その他	540		繰延税金資産小計	1,881		評価性引当額	243		繰延税金資産合計	1,638		(繰延税金負債)			退職給付信託設定益	216		圧縮記帳積立金	95		繰延税金負債合計	311		繰延税金資産の純額	1,326		法定実効税率	40.4%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	5.7	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	27.3	住民税均等割等	14.6	過年度税金等	12.7	その他	5.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.3
(繰延税金資産)		百万円																																																																																																																																			
退職給付引当金	558																																																																																																																																				
長期未払退職金	172																																																																																																																																				
未払事業税	12																																																																																																																																				
賞与引当金	146																																																																																																																																				
役員退職慰労引当金	140																																																																																																																																				
減価償却費	119																																																																																																																																				
繰越欠損金	307																																																																																																																																				
その他	380																																																																																																																																				
繰延税金資産小計	1,838																																																																																																																																				
評価性引当額	209																																																																																																																																				
繰延税金資産合計	1,629																																																																																																																																				
(繰延税金負債)																																																																																																																																					
退職給付信託設定益	203																																																																																																																																				
圧縮記帳積立金	95																																																																																																																																				
繰延税金負債合計	298																																																																																																																																				
繰延税金資産の純額	1,330																																																																																																																																				
法定実効税率	40.4%																																																																																																																																				
(調整)																																																																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2																																																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	39.8																																																																																																																																				
住民税均等割等	14.9																																																																																																																																				
その他	1.1																																																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.7																																																																																																																																				
(繰延税金資産)		百万円																																																																																																																																			
退職給付引当金	625																																																																																																																																				
長期未払退職金	133																																																																																																																																				
未払事業税	13																																																																																																																																				
賞与引当金	110																																																																																																																																				
役員退職慰労引当金	160																																																																																																																																				
減価償却費	150																																																																																																																																				
繰越欠損金	147																																																																																																																																				
その他	540																																																																																																																																				
繰延税金資産小計	1,881																																																																																																																																				
評価性引当額	243																																																																																																																																				
繰延税金資産合計	1,638																																																																																																																																				
(繰延税金負債)																																																																																																																																					
退職給付信託設定益	216																																																																																																																																				
圧縮記帳積立金	95																																																																																																																																				
繰延税金負債合計	311																																																																																																																																				
繰延税金資産の純額	1,326																																																																																																																																				
法定実効税率	40.4%																																																																																																																																				
(調整)																																																																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.7																																																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	27.3																																																																																																																																				
住民税均等割等	14.6																																																																																																																																				
過年度税金等	12.7																																																																																																																																				
その他	5.2																																																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.3																																																																																																																																				

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	629円88銭	1株当たり純資産額	622円56銭
1株当たり当期純利益金額	6円81銭	1株当たり当期純利益金額	4円66銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	29,596	29,272
普通株式に係る純資産額(百万円)	29,399	29,054
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	196	217
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,534,501	2,541,119
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	46,675,345	46,668,727

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
損益計算書上の当期純利益金額(百万円)	317	217
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	317	217
普通株式の期中平均株式数(株)	46,677,734	46,672,034
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の潜在株式の数 112,268,000株	新株予約権の潜在株式の数 112,368,000株

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
住友林業(株)	489,000	363
大和ハウス工業(株)	220,000	224
すてきナイスグループ(株)	1,031,000	221
(株)F & A アクアホールディングス	173,700	125
凸版印刷(株)	106,000	69
J Kホールディングス(株)	59,990	28
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	21
O C H Iホールディングス(株)	23,900	19
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	17
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	6,300	11
(株)太平製作所 他 29銘柄	207,749	84
計	2,352,389	1,188

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(株)山口フィナンシャルグループ(第4回無担保社債)	10	10
計	10	10

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,827	18	10 (0)	16,835	12,276	331	4,558
構築物	1,495	0	-	1,496	1,325	26	170
機械及び装置	23,712	157	157 (28)	23,713	22,249	560	1,464
車両運搬具	308	1	24	285	280	3	5
工具、器具及び備品	3,247	37	54 (0)	3,230	1,904	147	1,326
土地	7,997	-	42	7,954	-	-	7,954
リース資産	249	3	-	253	82	51	171
建設仮勘定	35	185	193	27	-	-	27
有形固定資産計	53,874	406	483 (29)	53,797	38,118	1,121	15,678
無形固定資産							
ソフトウェア	610	109	130	589	269	117	320
水道施設利用権	220	-	220	-	-	14	-
電話加入権	31	0	-	31	-	-	31
電信電話専用施設利用権	8	-	0	8	6	0	1
リース資産	198	-	-	198	60	39	138
無形固定資産計	1,069	109	352	827	336	172	491
長期前払費用	88	58	53	93	41	46	51
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	62	45	6	(注) 19	82
賞与引当金	217	273	217	-	273
役員退職慰労引当金	348	51	2	-	398
環境対策引当金	-	13	-	-	13

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替等によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(A) 流動資産

イ 現金及び預金

種類	金額(百万円)
現金	4
預金	
当座預金	3,363
普通預金	6
定期預金	40
小計	3,410
計	3,414

ロ 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
(株)三洋工業	8
本田産業(株)	3
(株)西兵商店	3
(株)喜田建材	2
(有)ジーア	2
(株)インテル他	1
計	21

(b) 期日別内訳

期日	金額(百万円)	比率(%)
平成23年4月満期	5	24.2
" 5月満期	-	-
" 6月満期	5	24.3
" 7月以降満期	10	51.5
計	21	100

ハ 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)	相手先名	金額(百万円)
三井住商建材(株)	1,245	中部ホームサービス(株)	185
住友林業(株)	1,164	越智産業(株)他	3,158
丸紅建材(株)	270		
伊藤忠建材(株)	256	計	6,280

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回転率(回)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$(B) \div \frac{(A) + (D)}{2} = (E)$	$\frac{(C)}{(A) + (B)}$	$365 \div (E)$
5,652	57,859	57,231	6,280	9.7	90.1	37.6

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれています。

二 商品及び製品

品名	金額（百万円）
合板床板	776
造作材	1,678
その他	1,038
計	3,493

ホ 仕掛品

品名	金額（百万円）
合板床板	481
造作材	790
その他	98
計	1,371

ヘ 原材料及び貯蔵品

品名	金額（百万円）
主要材料	
集成材	844
合板	756
無垢材他	1,032
小計	2,634
補助材料	
金具	126
シート	65
ガラス他	130
小計	321
貯蔵品	
刃具消耗品	289
その他	286
小計	576
計	3,532

ト 短期貸付金

品名	金額（百万円）
(株)ベルキッチン	2,010
JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.	1,900
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	500
沃達王國際有限公司	230
沃達王木業（上海）有限公司他	123
計	4,763

(B) 固定資産 投資その他の資産

イ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	9,657
沃達王國際有限公司	6,255
I G C(株)	4,599
(株)中国住建他	137
計	20,650

ロ 美術品

品名	金額(百万円)
絵画 434点	7,161
陶磁器 259点	1,451
その他	106
計	8,719

(C) 流動負債

イ 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額 (百万円)
製品及び原材料	
(株)小島	30
兼松日産農林(株)	10
ダイセン産業(株)	6
小計	47
経費	
(株)小島	9
兼松日産農林(株)	0
小計	10
計	57

(b) 期日別内訳

期日	金額 (百万円)	比率 (%)
平成23年4月満期	20	35.7
" 5月満期	15	27.8
" 6月満期	11	19.6
" 7月以降満期	9	16.9
計	57	100

ロ 買掛金

相手先	金額 (百万円)
(株)ベルキッチン	547
D N P 住空間マテリアル販売(株)	404
住友林業クレスト(株)	400
D I C(株)	274
JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.	219
双日建材(株)他	2,255
計	4,102

ハ 短期借入金

借入先名	金額 (百万円)
(株)広島銀行	2,000
(株)みずほコーポレート銀行	1,600
(株)もみじ銀行	1,200
農林中央金庫	1,000
(株)三井住友銀行	700
(株)三菱東京UFJ銀行他	813
計	7,313

二 1年内返済予定の長期借入金

借入先名	金額(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	2,536
(株)広島銀行	1,991
(株)三菱東京UFJ銀行	1,756
(株)日本政策投資銀行	1,000
農林中央金庫	995
(株)伊予銀行他	3,491
計	11,771

ホ 1年内償還予定の社債

区分	金額(百万円)
第9回無担保社債	6,000
計	6,000

(注) 発行年月、利率等については、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「 連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しています。

(D) 固定負債

イ 長期借入金

借入先名	金額(百万円)
(株)広島銀行	1,650
(株)みずほコーポレート銀行	1,500
商工組合中央金庫	980
農林中央金庫	650
(株)福岡銀行	500
(株)三菱東京UFJ銀行他	863
計	6,143

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都江東区塩浜二丁目8番18号 日本証券代行株式会社 代理人部 株主名簿管理人においては取り扱っていません。 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 平成23年6月30日より、株主名簿管理人が変更になりました。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第58期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成22年6月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第59期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月11日関東財務局長に提出
第59期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出
第59期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書
平成22年7月2日関東財務局長に提出
- (5) 訂正発行登録書（社債）
平成22年4月1日、平成22年6月30日、平成22年7月2日、平成22年8月11日、平成22年11月12日、平成23年2月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウッドワンの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ウッドワンが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月22日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウッドワンの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ウッドワンが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月22日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

